

# 蒲郡市第4次障害者計画

令和6年3月  
蒲郡市

※「障がい」等の表記について

本計画では、「障害者」などの「害」の字の表記について、字に対する印象に配慮するとともに、障がい者の人権をより尊重する観点から、可能な限り「害」の字をひらがなで表記しています。

ただし、国の法令や市の条例・規則などに基づく法律用語や施設名等の固有名称等については、「害」の字を使用しています。

このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

なお、「障害児」との表記については、国の法令及び市の条例・規則などに基づく法律用語や施設名等の固有名称等については、「害」の字を使用し、そのほかは、本市として一般的に用いている「発達支援の必要な児童」、「児童」、「障がい児」との表記の仕方を本計画でも使用しています。

# 目次

第1章 計画の背景と趣旨等 .....	1
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	6
3 計画の期間 .....	7
4 計画の対象者 .....	8
第2章 障がい者等の現状と第3次計画の評価 .....	9
1 本市の概況 .....	9
2 人口・世帯数 .....	9
3 手帳所持者数 .....	11
4 第3次計画の評価 .....	16
第3章 計画対象者の意見・ニーズ .....	23
1 アンケート調査結果の概要 .....	23
2 インタビュー調査結果の概要 .....	32
第4章 基本的な考え方と重点課題 .....	45
1 計画の基本的な考え方 .....	45
2 施策の体系 .....	47
3 施策ごとの重点課題 .....	48
第5章 施策・事業の展開 .....	52
支えあいの促進と差別の解消 .....	53
総合的な生活支援の充実 .....	56
自立と社会参加の促進 .....	62
第5章 計画の実施体制と達成状況の点検及び評価 .....	65
1 計画の実施・進行管理体制 .....	65
2 点検及び評価の基本的な考え方 .....	65
3 点検及び評価 .....	65
4 点検及び評価結果の周知 .....	65
資料 .....	66
計画策定の経過 .....	66



# 第1章 計画の背景と趣旨等

## 1 計画策定の背景と趣旨

本市は、障害者基本法に基づく市町村障害者計画として、平成30年3月に「蒲郡市第3次障害者計画」（平成30年度～令和5年度）を策定し、基本理念『みんなが参加し、つながり、共に生きる蒲郡の実現へ』、そして3つの基本目標『支え合いの促進と差別の解消』、『総合的な生活支援の充実』、『自立と社会参加の促進』の実現に向けた施策を展開してきました。

この間、国では次のような法改正等が行われています。

### 【主な法改正等】

- 平成30年 改正障害者総合支援法の施行  
障害者文化芸術推進法の施行  
バリアフリー法の施行  
改正社会福祉法の施行
- 令和元年 読書バリアフリー法の施行  
欠格条項削除一括法の施行
- 令和2年 改正障害者雇用促進法の施行
- 令和3年 医療的ケア児支援法の施行  
障害者差別解消法の改正  
改正社会福祉法の施行
- 令和4年 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行
- 令和5年 障害者基本計画（第5次）の公表

そして、今回、「蒲郡市第3次障害者計画」の改定時期にあたり、第3次計画の進捗状況を点検・評価し、課題を踏まえるとともに、国の法改正等の動向や上位計画である国の障害者基本計画、県の「あいち障害者福祉プラン2021-2026」の方向性を反映した「蒲郡市第4次障害者計画」（令和6年度～令和11年度）を策定します。

【国の法改正等の概要】

法律		概要
平成 30年	改正障害者総合支援法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域生活を支援するサービス（自立生活援助）、就労定着に向けた支援を行うサービス（就労定着支援）の創設</li> <li>● 重度訪問介護の訪問先の拡大・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用促進</li> </ul>
	障害者文化芸術推進法の施行	● 文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備とそのための支援の促進
	バリアフリー法の施行	● 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進、心のバリアフリーの推進
	改正社会福祉法の施行	● 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）を整備
31年	読書バリアフリー法の施行	● 視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
令和 元年	欠格条項削除一括法の施行	● 成年後見制度を利用した人が、公務員や法人役員といった資格や地位を失う各種法律の「欠格条項」を原則として削除
2年	改正障害者雇用促進法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援</li> <li>● 国及び地方公共団体による障害者活躍推進計画の作成</li> </ul>
3年	医療的ケア児支援法の施行	● 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援するための地方公共団体の責務の明記や支援センターの設置の促進等
	障害者差別解消法の改正	● 障がい者への合理的配慮の提供を民間の事業者にも義務付け
	改正社会福祉法の施行	● 地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業（重層的支援体制整備事業）の創設
4年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	● 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に向けた地方公共団体や事業者・国民の責務等を明記
5年	障害者基本計画（第5次）の公表	● 令和5年度から令和9年度までの5年間で、政府が講ずる障がい者施策の最も基本的な計画

## 【障害者基本計画(第5次)の概要】

### ①本基本計画を通じて実現を目指すべき社会

基本法第1条は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的である旨を規定している。

本基本計画は、同法の目的の達成はもちろんのこと、次に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されている。

- 「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- 「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- 障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

資料：内閣府「障害者基本計画（第5次）」から抜粋

### ②各分野における障害者施策の基本的な方向別のポイント

Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向	第5次計画で追加された項目や主な項目、主な視点
1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 虐待の早期発見や防止に向けた取組</li> <li>● 強度行動障がいをもつ者の支援に関する研修の実施の支援体制整備</li> <li>● どの相談窓口等でも対応されないという事案が生じないように取り組む</li> </ul>
2. 安全・安心な生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ソフト面（接遇ガイドライン等の普及・啓発等）、ハード面からのバリアフリー化</li> </ul>
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報アクセシビリティの向上に向けた、ICT機器の利活用の推進や支援</li> <li>● 手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣</li> </ul>
4. 防災、防犯等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定</li> </ul>
5. 行政等における配慮の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 心身の障がい等により制限を付している法令の規定（相対的欠格条項）の見直し</li> </ul>

Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向	第5次計画で追加された項目や主な項目、主な視点
6. 保健・医療の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 切れ目のない退院後の精神障がい者への支援</li> </ul>
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保</li> <li>● 医療的ケア児支援センターが各種支援や研修の実施等を推進</li> <li>● 障がい児においても、こどもの意思決定支援等に配慮した必要な支援を推進</li> </ul>
8. 教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校教育における障がいのある幼児児童生徒及び学生に対する支援を推進</li> <li>● 公立小・中学校施設における、令和7年度末までの5年間の緊急かつ集中的なバリアフリー化の整備</li> </ul>
9. 雇用・就業、経済的自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援</li> </ul>
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者の地域における文化芸術活動の環境づくり、地方公共団体における障がい者による文化芸術活動に関する計画策定の促進</li> <li>● 障がいの有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり</li> </ul>
11. 国際社会での協力・連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信</li> </ul>

資料：内閣府「第5次障害者基本計画概要」等から作成



## 【あいち障害者福祉プラン 2021-2026 の概要】

### ①基本理念・基本的な考え方

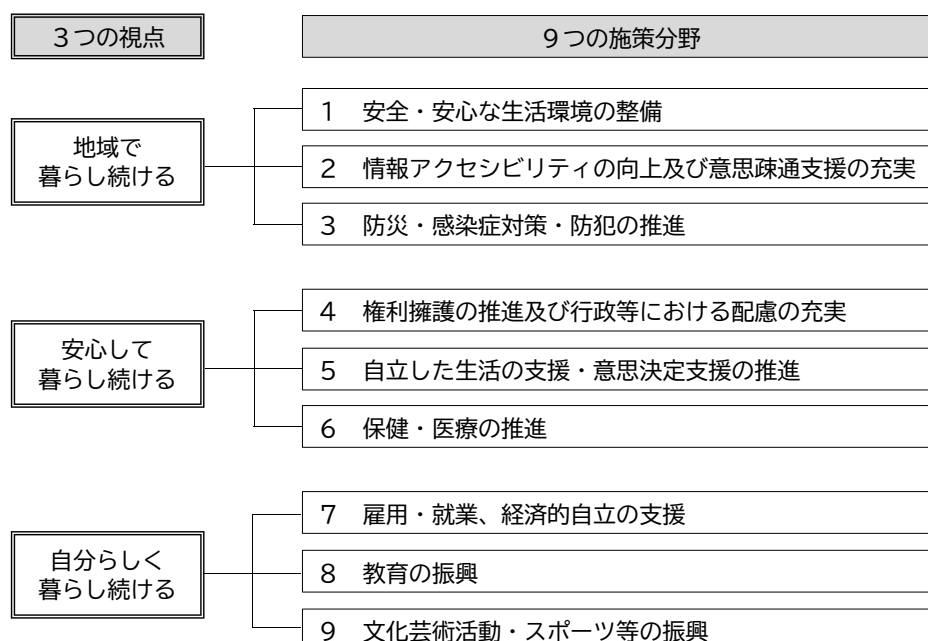
#### 〈基本理念〉

全ての県民が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、多様性を認め合い、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現

#### 〈基本的な考え方〉

- 1 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援をします
- 2 障害の有無に関わらず共に暮らせる「すべての人が生涯輝き、活躍できる愛知」の実現を目指し、障害を理由とする差別の解消に取り組みます（愛知県障害者差別解消推進条例の推進）
- 3 手話言語の普及と障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図ります（手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の推進）
- 4 県内のどこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにします
- 5 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにします
- 6 グループホームや地域生活支援拠点等の充実を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進するとともに、障害のある人が地域での生活を継続できるようにします
- 7 福祉施設から一般就労への移行を推進します
- 8 障害のある人が安心して暮らしていける支援システムづくりを進めます
- 9 障害のある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障害のある子どもの健やかな育成を支援します

### ②施策体系



資料：愛知県「あいち障害者福祉プラン2021-2026概要」から抜粋

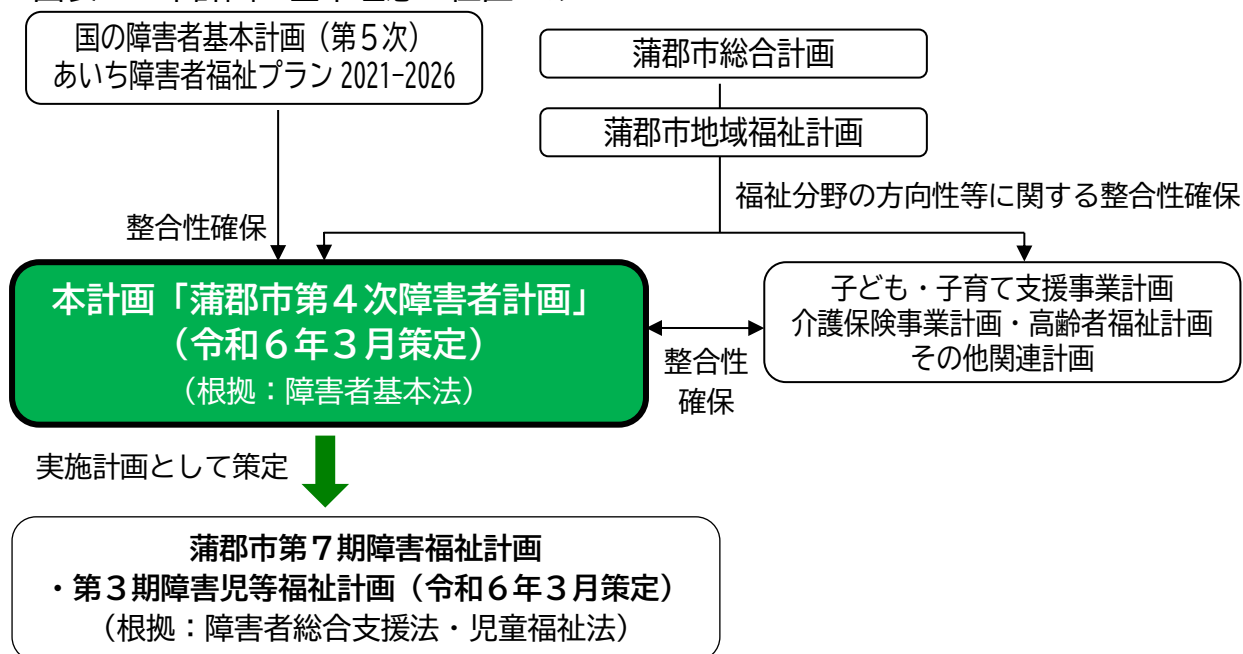
## 2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけられ、国の障害者基本計画、県の「あいち障害者福祉プラン2021-2026」を上位計画として、その方向性との整合を図りつつ策定するものです。

また、本計画の実施計画である障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づく「蒲郡市第7期障害福祉計画・第3期障害児等福祉計画」とともに、障がい者や発達支援を必要とする児童への施策を総合的に推進するものです。

さらに、市の上位・関連計画である総合計画や地域福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、介護保険事業計画・高齢者福祉計画等との整合性にも配慮します。

図表 1 本計画の基本理念と位置づけ



### (2)蒲郡市SDGs 推進方針との整合

本市は、令和2年2月に「蒲郡市SDGs 推進方針」を定めました。

SDGsは、2015年9月に国連において採択された、持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)で、2030年までに目指すべき国際目標として、17のゴールと169のターゲットが掲げられており、国、民間企業など様々な主体の取組が加速しています。

本市においても、積極的にSDGs達成に寄与する取組を進めていく必要があることから、本計画の策定にあたり、SDGsの要素を最大限反映するとともに、達成に向けた取組を促進することとします。

図表 2 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）17の目標



「蒲郡市SDGs 推進方針」では、蒲郡市第四次基本計画の「笑顔で安心して暮らせるまちづくり」の施策である「障がい者支援」は、以下の持続可能な開発目標(SDGs)に貢献するものとしてしています。



### 3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和11年度までの6か年を期間とします。

図表 3 計画の期間の考え方

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第五次総合計画（令和3～12年度）								
第3次障害者計画 （平成30～令和5年度）			第4次障害者計画 （令和6～11年度）					
第6期障害福祉計画・ 第2期障害児等福祉計画 （令和3～5年度）			第7期障害福祉計画・ 第3期障害児等福祉計画 （令和6～8年度）			第8期障害福祉計画・ 第4期障害児等福祉計画 （令和9～11年度）		

---

## 4 計画の対象者

---

本計画の対象者は、障害者基本法第2条に基づく対象者とします。

### 【障害者基本法第2条】

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

## 第2章 障がい者等の現状と第3次計画 の評価

### 1 本市の概況

蒲郡市は名古屋からおおむね 50 km 圏内で大都市圏の一翼を成しています。

また、本市は大都市圏の中では海・山の自然が豊かで、三河湾沿岸に快適に暮らすことができる市街地を形成するとともに、古くから漁港が開け、海の玄関口である蒲郡港を有しています。

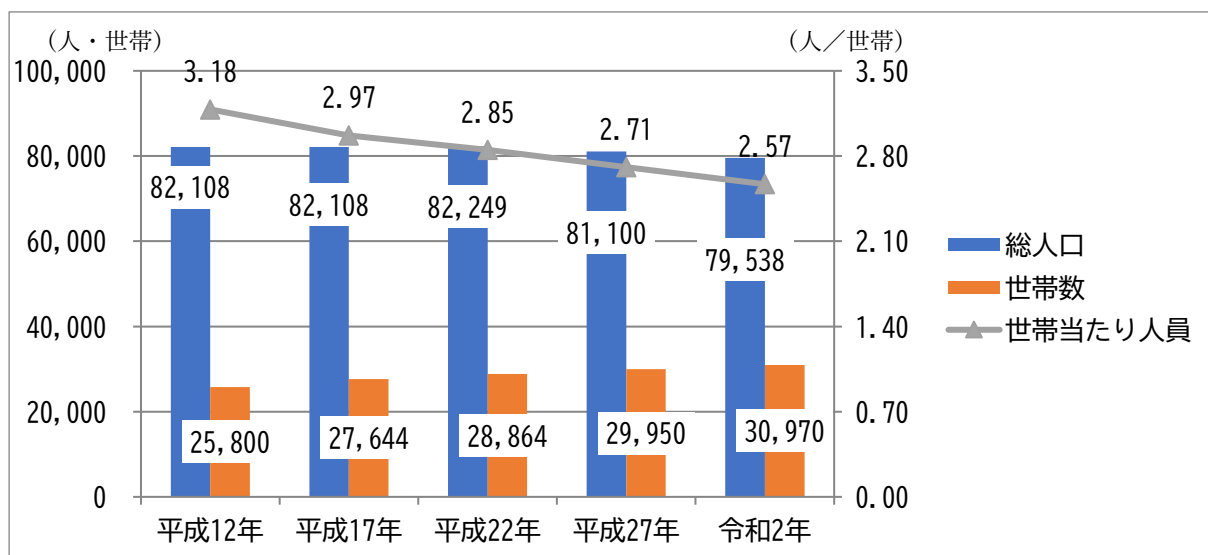
このような恵まれた位置的条件や自然を背景として、産業面については農林漁業から工業、商業、観光までの多様な事業が営まれているという特徴があります。

### 2 人口・世帯数

総人口は、令和2年の国勢調査人口が79,538人と、平成27年以降は減少傾向となっています。

また、令和2年の総世帯数は30,970世帯と一貫して増加傾向である一方、世帯当たり人員は一貫して減少傾向であり、令和2年は2.57人まで世帯の小規模化が進んでいます。

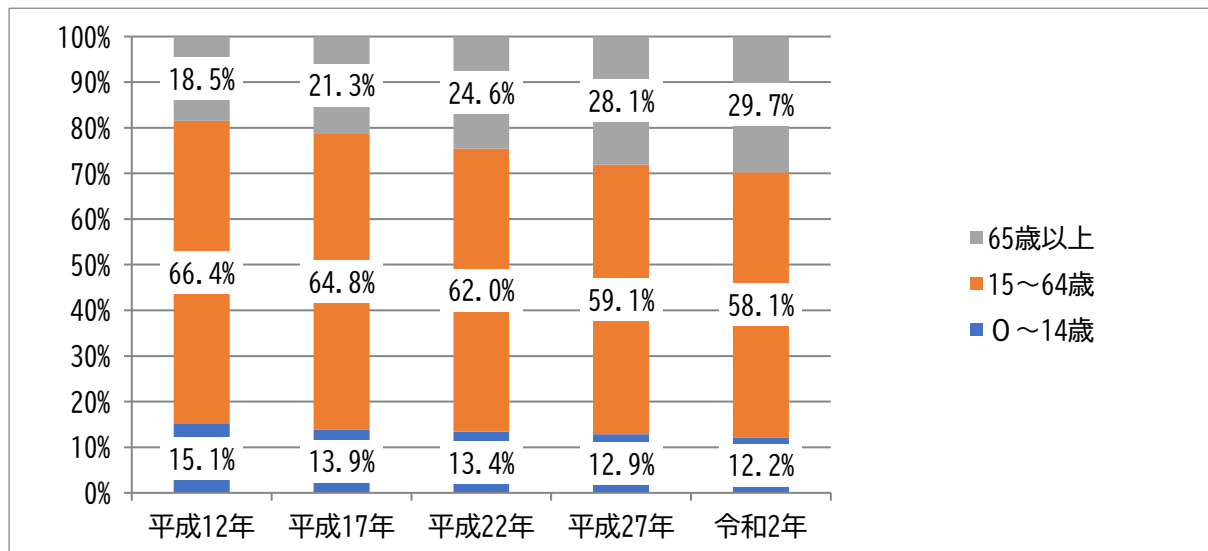
図表4 人口・世帯数等の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

年齢3区分別人口は、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口の比率が低下している一方、65歳以上の高齢化率は、令和2年で29.7%まで上昇しており、少子高齢化が進行しています。

図表 5 年齢3区分別比率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

### 3 手帳所持者数

#### (1)手帳所持者数等の推移

令和5年4月1日現在、身体障害者手帳所持者が2,840人、療育手帳所持者が729人、精神障害者保健福祉手帳所持者は853人となっており、総人口の5.6%が手帳所持者という状況で、総人口の減少に対して、手帳所持者数は増加しています。

また、自立支援医療受給者(精神通院)は、令和5年4月1日現在、1,301人となっており、増加しています。

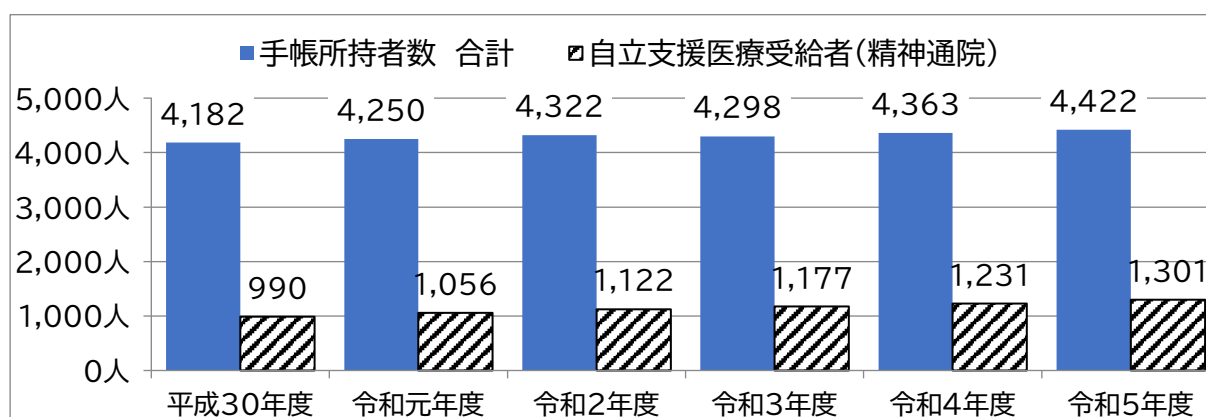
平成30年度比の伸び率は、療育手帳所持者が16.5%増、精神障害者保健福祉手帳所持者が35.2%増、自立支援医療受給者(精神通院)31.4%増と、特に精神障害者保健福祉手帳所持者と自立支援医療受給者(精神通院)が高い伸びを示しています。

図表 6 手帳所持者数

手帳の種類	平成30年	→	令和5年	30→5年伸び率
身体障害者手帳所持者 (総人口比)	2,925 (3.6%)	→	2,840 (3.6%)	▲2.9% —
療育手帳所持者 (総人口比)	626 (0.7%)	→	729 (0.9%)	16.5% —
精神障害者保健福祉手帳所持者 (総人口比)	631 (0.7%)	→	853 (1.1%)	35.2% —
手帳所持者 合計 (総人口比)	4,182 (5.2%)	→	4,422 (5.6%)	5.7% —
自立支援医療受給者(精神通院) (総人口比)	990 (1.2%)	→	1,301 (1.7%)	31.4% —
【参考】総人口	80,379	→	78,443	▲2.4%

出典：蒲郡の統計(各年4月1日現在)、総人口は住民基本台帳人口(各年4月1日現在)

図表 7 手帳所持者数等の推移



出典：蒲郡の統計(各年4月1日現在)

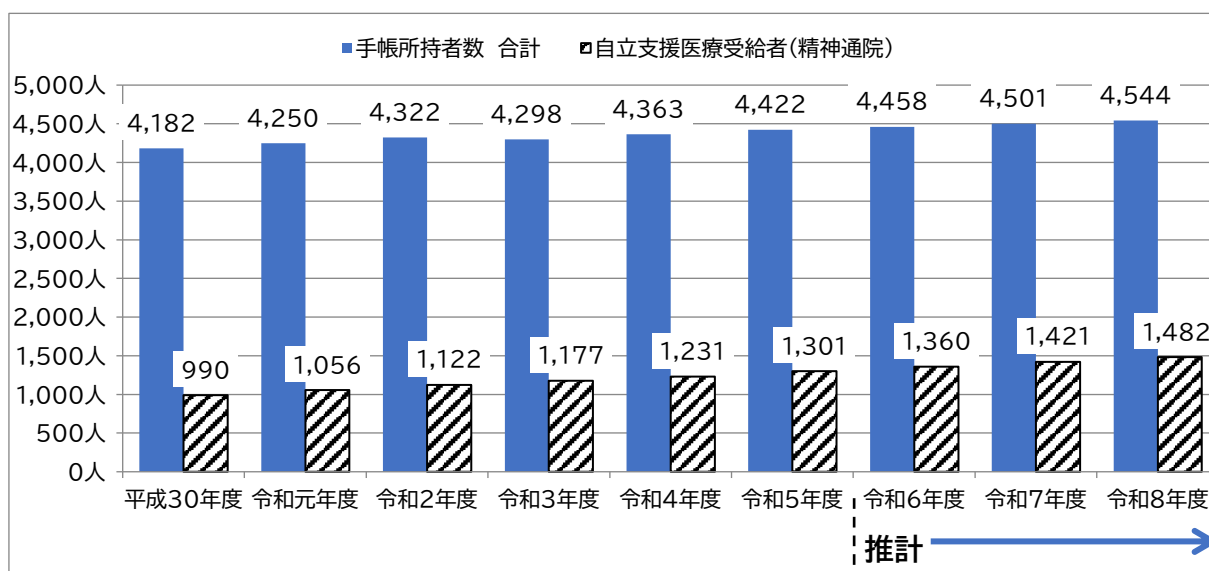
## (2)障がい者数の推計

障がい者数は、手帳所持者数等の過去の伸びを踏まえて推計を行いました。

なお、身体障がい者、知的障がい者は、身体障害者手帳、療育手帳の各手帳所持者数を推計する一方、精神障がい者は、精神障害者保健福祉手帳所持者が一部の方に限られるため、自立支援医療受給者数の推計を併せて行いました。

身体障害者手帳所持者の人数は、減少傾向が今後も継続する見込みである一方、本計画中に療育手帳所持者は800人近くに、精神障害者保健福祉手帳所持者は1,000人近くに、自立支援医療受給者(精神通院)は1,500人近くに、それぞれ増加する見込みとなっています。

図表 8 障がい者数の推計



年	第5期			第6期			第7期		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害者手帳所持者	2,925	2,928	2,937	2,884	2,854	2,840	2,825	2,805	2,785
療育手帳所持者	626	649	660	657	706	729	739	759	778
精神障害者保健福祉手帳所持者	631	673	725	757	803	853	894	937	981
手帳所持者数合計	4,182	4,250	4,322	4,298	4,363	4,422	4,458	4,501	4,544
自立支援医療受給者(精神通院)	990	1,056	1,122	1,177	1,231	1,301	1,360	1,421	1,482

(各年度4月1日現在)



### (3)身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者について、障がいの種類別の推移を見ると、高齢化を背景として聴覚・平衡機能障がい、音声・言語障がい、内部障がいの人数が増加しています。

障がいの種類別の割合は、令和5年4月1日現在、内部障がいが35.7%と最も高く、次いで肢体不自由(下肢)が17.9%、肢体不自由(上肢)が15.2%と続いています。

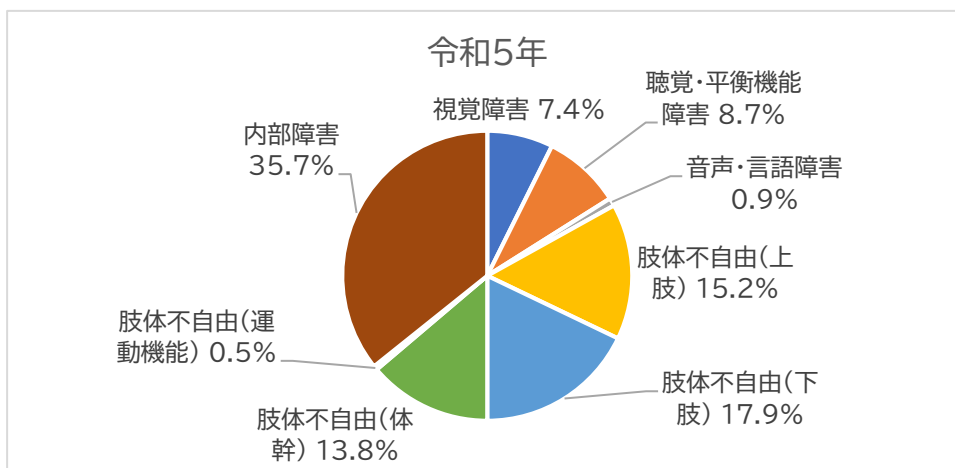
年齢区分別の推移を見ると、18歳未満は横ばい、18歳以上は微減となっています。

図表 9 障がいの種類別の推移

障がいの種類	平成30年	→	令和5年	30→5年伸び率
視覚障がい	217	→	209	▲3.7%
聴覚・平衡機能障がい	250	→	247	▲1.2%
音声・言語障がい	26	→	25	▲3.8%
肢体不自由(上肢)	425	→	431	1.4%
肢体不自由(下肢)	570	→	508	▲10.9%
肢体不自由(体幹)	470	→	392	▲16.6%
肢体不自由(運動機能)	15	→	13	▲13.3%
内部障がい	952	→	1,015	6.6%
合計	2,925	→	2,840	▲2.9%

出典:担当課資料(各年4月1日現在)

図表 10 障がいの種類別の割合



出典:担当課資料(令和5年4月1日現在)

図表 11 年齢区分別の推移

年齢区分	平成30年	→	令和5年	30→5年伸び率
18歳未満	49	→	47	▲4.1
18歳以上	2,876	→	2,793	▲2.9

出典:担当課資料(各年4月1日現在)

#### (4)療育手帳所持者

療育手帳所持者について、障がいの等級別の推移を見ると、いずれの等級も増加しており、特に軽度は伸びが顕著で、平成30年度比で30%以上の増加となっています。

年齢区分別の推移を見ると、いずれの年齢区分も増加しており、特に18歳未満は伸びが顕著で、平成30年度比で30%近い増加となっています。

図表 12 障がいの等級別の推移

障がいの等級	平成30年	→	令和5年	30→5年伸び率
A(重度・最重度)	241	→	259	7.5%
B(中度)	172	→	187	8.7%
C(軽度)	213	→	283	32.9%
合計	626	→	729	16.5%

出典:担当課資料(各年4月1日現在)

図表 13 年齢別の推移

障がいの種類	平成30年	→	令和5年	30→5年伸び率
18歳未満	147	→	189	28.6%
18歳以上	479	→	540	12.7%

出典:担当課資料(各年4月1日現在)

#### (5)精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者について、障がいの等級別の推移を見ると、いずれの等級も増加しており、特に3級の伸びが顕著で、平成30年度比50%以上の増加となっています。

図表 14 障がいの等級別の推移

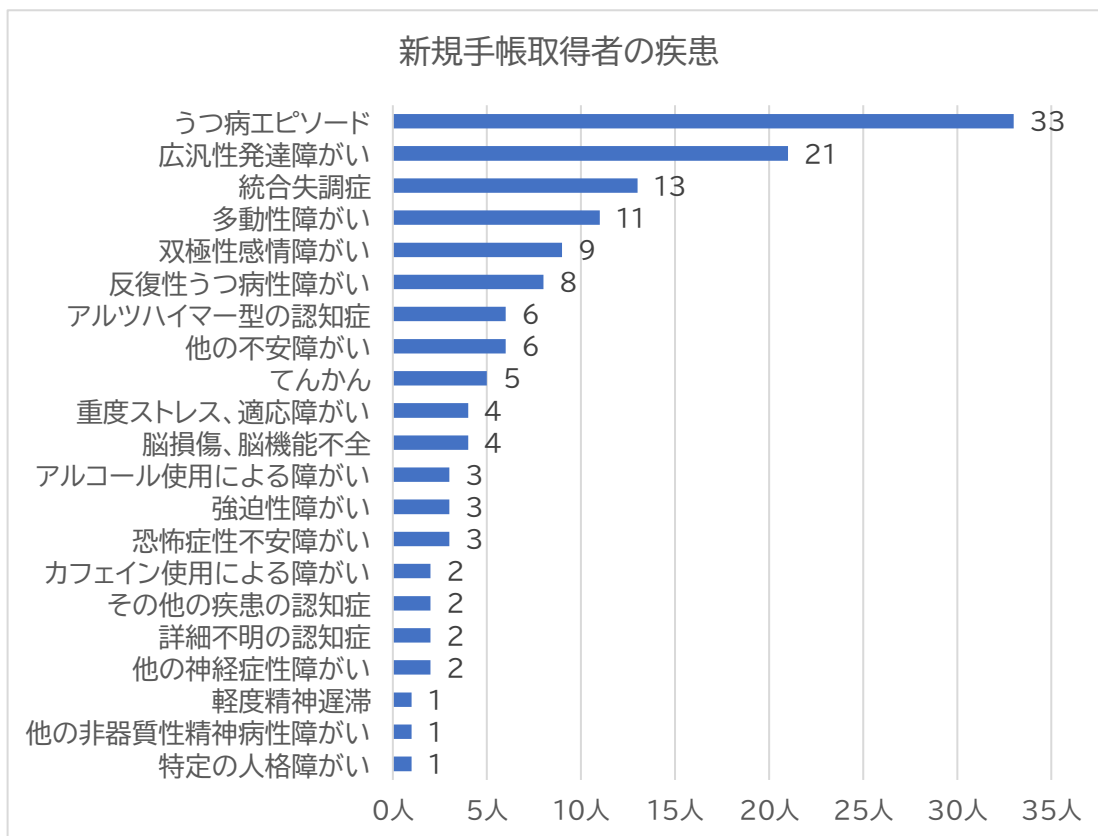
障がいの等級	平成30年	→	令和5年	30→5年伸び率
1級(身のまわりのことがほとんどできないか、日常生活に著しい制限を受けており常時援助を必要とする程度のもの)	101	→	136	34.7%
2級(日常生活もしくは社会生活が著しい制限を受けるか、又は著しい制限を加えることを必要とする程度のもの)	427	→	561	31.4%
3級(日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又制限を加えることを必要とする程度のもの)	103	→	156	51.5%
合計	631	→	853	35.2%

出典:担当課資料(各年4月1日現在)

精神障害者保健福祉手帳の新規取得者(令和3年5月～令和5年6月実績)の状況を見ると、疾患は「うつ病エピソード」が最も多く、次いで「広汎性発達障がい」、「統合失調症」、「多動性障がい」と続いています。

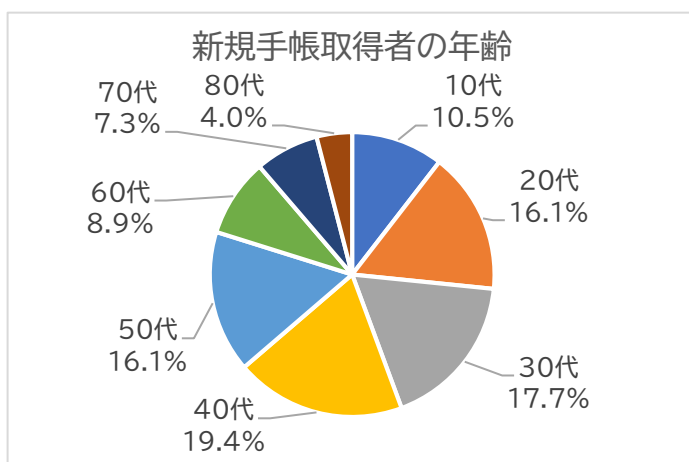
新規手帳取得者の年齢区分を見ると、40代が19.4%、30代が17.7%、20代と50代がいずれも16.1%となっています。

図表 15 新規手帳取得者の疾患



出典:担当課資料(令和3年5月～令和5年6月実績)

図表 16 新規手帳取得者の年齢



出典:担当課資料(令和3年5月～令和5年6月実績)

## 4 第3次計画の評価

本計画の策定にあたり、「蒲郡市第3次障害者計画」（平成30年～令和5年度）について、基本目標別に設定した数値目標の達成状況は、次のとおりです。

### 基本目標別 数値目標の達成状況

図表 17 基本目標1 支え合いの促進と差別の解消

#### (1) 啓発・広報

##### 【実施目標】

評価指標	平成28年度 実績値	令和5年度 目標値	令和4年度 実績	評価
広報による障がいに関する特集回数	2回	2回	0回	※1 他の方法 で実施
差別解消や合理的配慮の提供について職員への周知回数	1回	1回	1回	達成
障がい福祉・発達支援事業所フェアの開催	0回	1回	1回	達成

※1 広報ではなく出前講座、講演会（差別解消法、手話言語条例）等で民生委員や福祉関係者へ障がいへの理解の促進を図った。

##### 【成果目標（アンケート調査に基づく各施策の満足度）】

評価指標	平成28年度 実績値	令和5年度 目標値	令和4年度 実績	評価
障がいに対する正しい理解を広める啓発・交流	41.7%	57%以上	54.5%	未達成

#### (2) 地域福祉の推進

##### 【実施目標】

評価指標	平成28年度 実績値	令和5年度 目標値	令和4年度 実績	評価
ボランティア養成講座参加者数	724人	1,000人	760人	未達成
ふれあい蒲郡の延サービス回数・時間	3,467回 5,008時間	7,000回 10,000時間	1,989回 2,840時間30分	未達成

ボランティア及び、有償ボランティアのふれあい蒲郡の参加人数は目標よりも下回っているが、平成30年度末から地域ふれあいの座談会が始まり、地域住民同士で地域課題について話し合い解決する方法を検討する場が設置された。

【成果目標（アンケート調査に基づく各施策の満足度）】

評価指標	平成28年度 実績値	令和5年度 目標値	令和4年度 実績	評価
障がい者とその家族を支えるボランティアの育成	39.1%	55%以上	47.1%	未達成
身近な地域の住民同士の支え合いによる福祉の取り組み	37.6%	48%以上	44.1%	未達成

満足度は平成28年度よりも上昇しているが、目標値より未達成である。今後も生活支援体制整備事業を継続して実施し、満足度の上昇を図る

(3) 差別の解消と配慮

【実施目標】

評価指標	平成28年度 実績値	令和5年度 目標値	令和4年度 実績	評価
蒲郡市障害者自立支援協議会の権利擁護部会の開催回数	2回	2回	2回	達成
差別解消や合理的配慮の提供について市民向け講演会等での周知回数	1回	1回	1回	達成
差別解消や合理的配慮の提供について職員への周知回数【再掲】	1回	1回	1回	達成

【成果目標（アンケート調査に基づく各施策の満足度）】

評価指標	平成28年度 実績値	令和5年度 目標値	令和4年度 実績	評価
地域社会全体での障がい者を理由とする差別の解消	38.4%	54%以上	45.1%	未達成
行政機関の窓口などでの配慮や障がいへの職員の理解	61.3%	67%以上	63.8%	未達成

満足度は上昇しているが、さらなる理解の推進が必要。継続的な研修及び講演会が必要。

図表 18 基本目標2 総合的な生活支援の充実

(1) 相談支援・意思決定支援等

【実施目標】

評価指標	平成28年度 実績値	令和5年度 目標値	令和4年度 実績	評価
相談支援事業の相談件数	5,207件	6,000件	7,045件	達成
基幹相談支援センター会議の開催回数	24回	24回	24回	達成
成年後見センター相談件数	437件	850件	232件	未達成

コロナ禍でも相談支援に関する相談件数は増え続けたが、成年後見センターへの相談は減少している。成年後見制度に関する、理解促進が必要。

【成果目標（アンケート調査に基づく各施策の満足度）】

評価指標	平成28年度 実績値	令和5年度 目標値	令和4年度 実績	評価
総合的な相談への支援と権利を擁護する体制	44.2%	60%以上	57.6%	未達成
情報入手・発信への支援、コミュニケーション支援	37.7%	53%以上	39.7%	未達成

共に満足度は上昇しているが更なる施策の推進が必要。

(2) 保健・医療

【実施目標】

評価指標	平成28年度 実績値	令和5年度 目標値	令和4年度 実績	評価
乳児家庭全戸訪問事業の訪問実施率	95.7%	100%	94.7%	未達成

【成果目標（アンケート調査に基づく各施策の満足度）】

評価指標	平成28年度 実績値	令和5年度 目標値	令和4年度 実績	評価
保健サービス（健診、保健指導、育児指導、生活指導）	63.4%	69%以上	69.1%	達成
医療・リハビリテーション	54.9%	60%以上	64.0%	達成

### (3) 生活支援

#### 【実施目標】

評価指標	平成 28 年度 実績値	令和 5 年度 目標値	令和 4 年度 実績	評価
精神障がいにも対応した 地域包括ケアシステムの 構築に向けた保健・医療・ 福祉関係者による協議の 場の設置	未設置	市内又は圏域 に設置(令和 2 年度末まで)	R3. 4～設置済 (自立支援協 議会専門部会: 地域移行・定着 推進協議会)	達成
地域生活支援拠点等の整備	未整備	市内又は圏域 に 1 か所(又は 面的な整備) (令和 2 年度 末まで)	H30. 4～整備済 (面的整備)	達成

#### 【成果目標（アンケート調査に基づく各施策の満足度）】

評価指標	平成 28 年度 実績値	令和 5 年度 目標値	令和 4 年度 実績	評価
さまざまな居住の場（グ ループホームなど）の提 供	43. 4%	54%以上	51. 7%	未達成
日常生活を支援する福祉 サービスや経済的な支援	49. 7%	55%以上	49. 9%	未達成
福祉サービスの質	54. 4%	60%以上	61. 5%	達成

グループホームについては蒲郡市内にも様々な形態(日中支援型や男性だけ、女性だけのグループホーム)ができてきており、本人の希望や意思決定に応じて支給決定が可能になってきている。引き続き、障害福祉サービスの提供の施設の拡大及びを図り、自立支援協議会を通じて、勉強会や研修会、講演会を通じてサービスの質の確保に努めます。

図表 19 基本目標3 自立と社会参加の促進

(1) 発達支援・教育支援等

【実施目標】

評価指標	平成28年度実績値	令和5年度目標値	令和4年度実績	評価
児童発達支援センターの整備	未整備	市内に1か所整備(令和元年度末まで)	1か所 (H31.3整備済)	達成
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	未設置	市内に設置(令和2年度末まで)	設置済 (他機関連絡会議：支援会議、重層支援会議、子ども部会)	達成

【成果目標(アンケート調査に基づく各施策の満足度)】

評価指標	平成28年度実績値	令和5年度目標値	令和4年度実績	評価
早期の療育体制(基礎的な生活習慣の形成支援など)	51.5%	57%以上	55.2%	未達成
就学支援(特別支援教育、教育・進学に関する相談など)	50.0%	55%以上	56.6%	達成

児童発達支援センターと子育て世代包括支援センターを設置し早期の療育体制の構築を引き続き実施し、満足度を高めていく。

(2) 雇用・就業

【実施目標】

評価指標	平成28年度実績値	令和5年度目標値	令和4年度実績	評価
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	7人	11人 (令和2年度中)	16人	達成
就労移行支援の利用者数	28人	34人 (令和2年度末)	37人	達成
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所	1か所	2か所 (令和2年度)	1か所	未達成
就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	—	80% (令和元年度・2年度)	94%	達成
蒲郡市障害者自立支援協議会の就労ワーキンググループ会議の開催回数	4回	4回	2回 (年に1回事業所フェアを開催)	未達成



【成果目標（アンケート調査に基づく各施策の満足度）】

評価指標	平成 28 年度 実績値	令和 5 年度 目標値	令和 4 年度 実績	評価
雇用の拡大	24.8%	35%以上	32.3%	未達成
総合的な就労支援（職場 実習、職業教育・訓練）	33.7%	44%以上	43.3%	未達成

就労ワーキンググループ会議”から“就労促進部会”と名前を改め、就労移行事業所を中心とし、障がいをもった方の一般就労を高めることを目標に活動している。事業所フェアについてはコロナ禍で実施できない時期もあったが、今後は毎年度実施し、雇用の拡大及び就労支援への満足度向上を目指す。

（3）スポーツ・文化芸術活動

【実施目標】

評価指標	平成 28 年度 実績値	令和 5 年度 目標値	令和 4 年度 実績	評価
生涯学習ガイドブック、 団体・サークル紹介誌の 発行回数	生涯学習ガイド ブック年1回、 団体・サークル 紹介誌年1回	生涯学習ガイ ドブック年2 回、団体・サー クル紹介誌年 1回	生涯学習ガイ ドブック年2 回、団体・サー クル紹介誌年 1回	達成
公民館等での、生涯学習 機会（講座）の開催回数	24 講座 54 回	30 講座 60 回	36 講座 54 回	達成

【成果目標（アンケート調査に基づく各施策の満足度）】

評価指標	平成 28 年度 実績値	令和 5 年度 目標値	令和 4 年度 実績	評価
スポーツ・レクリエーシ ョン活動	49.4%	55%以上	51.2%	未達成
生涯学習活動（公民館活 動、その他文化・学習活 動）	57.4%	63%以上	62.3%	未達成

満足度は上昇しているため、引き続きガイドブック等の広報及び、講座の開催を継続していく。

#### (4) バリアフリー・安全・安心

##### 【実施目標】

評価指標	平成 28 年度 実績値	令和 5 年度 目標値	令和 4 年度 実績	評価
災害時要援護者台帳登録者数	60 人	70 人	395 人 (R4.4 時点) ※R3 対象者変更	達成
福祉避難所連絡会議の開催回数	1 回	2 回	2 回 (自立支援協議会に協議の場を変更)	達成

##### 【成果目標（アンケート調査に基づく各施策の満足度）】

評価指標	平成 28 年度 実績値	令和 5 年度 目標値	令和 4 年度 実績	評価
人にやさしい街づくり (バリアフリーなど)	35.7%	46%以上	45.2%	未達成
防災対策	39.2%	50%以上	48.7%	未達成
防犯・消費者トラブル対策	44.8%	55%以上	52.8%	未達成

災害時要援護者台帳については、国の制度に合わせ避難行動要支援者名簿及び、個別避難（支援）計画に名称及び制度を改めて実施。また福祉避難所連絡会も自立支援協議会の専門部会に位置づけを変更し、連絡会の代表者も市ではなく、社会福祉法人に務めていただくことで、官民共同で事業を促進する体制整備を実施している。引き続き福祉防災対策における事業の促進を図り、市民の満足度を高めます。

# 第3章 計画対象者の意見・ニーズ

## 1 アンケート調査結果の概要

### (1) 目的・対象等

本調査は、障がい者へのさまざまな支援の充実と障がいを理由とする差別の解消などを進めるための計画【障害者計画】策定において、その基礎資料とするために実施するものです。

また、障がい者への障害福祉サービスや児童の通所支援などの充実を進めるための計画【障害福祉計画】と【障害児等福祉計画】の策定にも活用します。

### (2) 調査時期

本調査は、令和4年10月24日から11月10日までの期間で実施しました。

### (3) 調査の対象と回収結果

本調査は、障害者手帳所持者、児童発達支援事業等の利用者、難病患者を対象に実施し、次のとおりの回収結果となっています。

図表 20 アンケート調査の回収結果

調査対象	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
● 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者	2,000	932	915	45.8%
● 児童（児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業利用者等）			※1	※2
● 難病患者				

※1 回答不可による白票 17 を除いた数

※2 前回の平成 28 年調査は有効回収率 49.1%（前回調査は難病患者の回収を保健所に依頼）

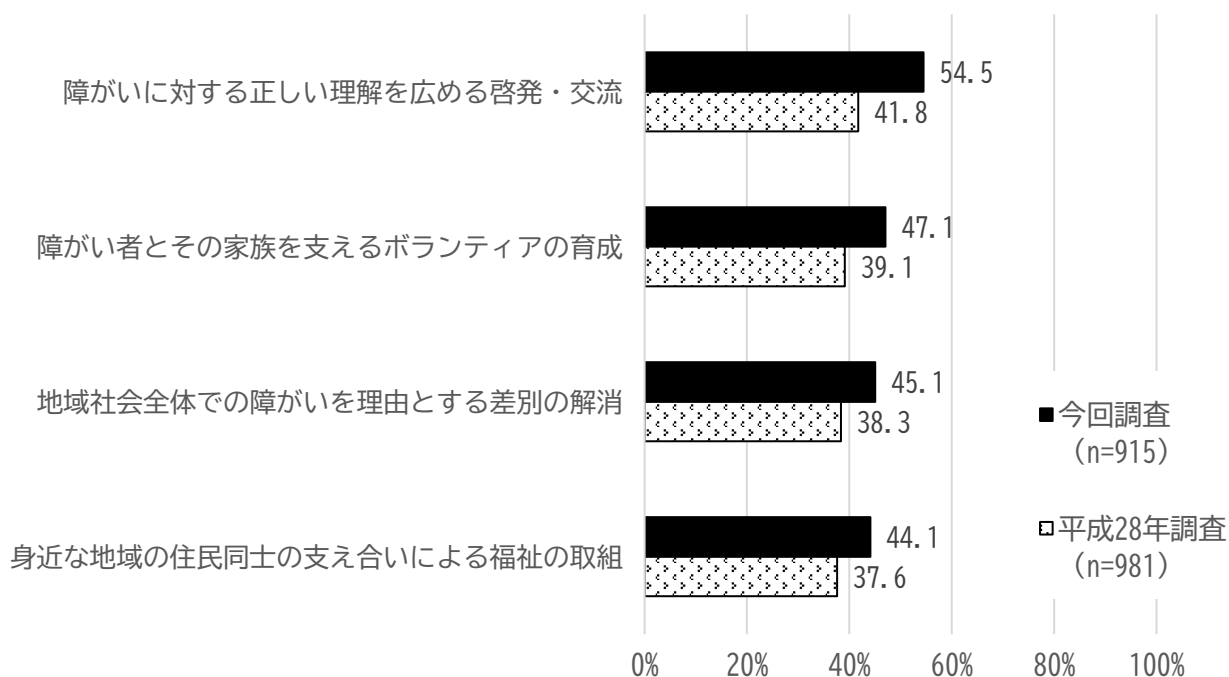
## (4) 主な意見まとめ

本調査の集計結果について、第3次計画の基本目標ごとに主な意見を整理すると、次のとおりです。

### 基本目標1 支えあいの促進と差別の解消

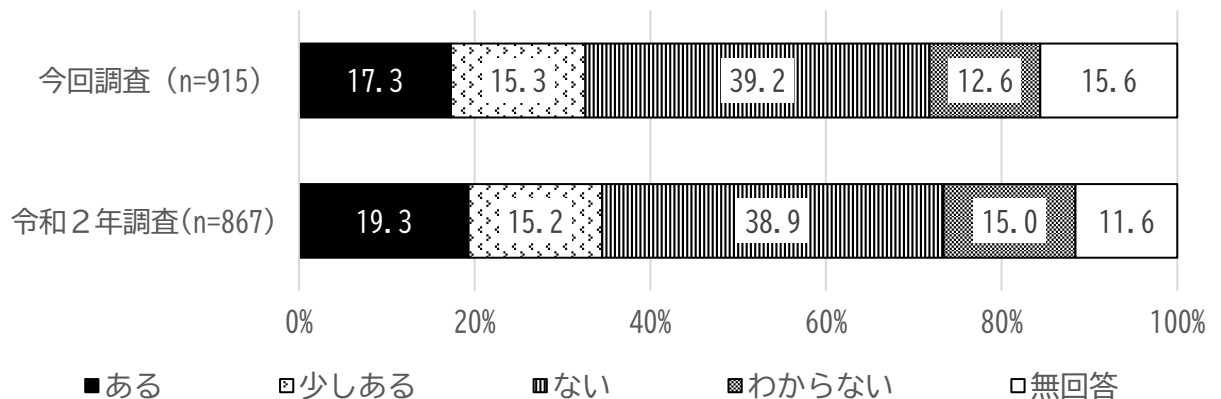
#### ①蒲郡市の障がい者施策の満足度

- 障がい者施策のうち、支えあいの促進と差別の解消に関わる施策の満足度を見ると、「障がいに対する正しい理解を広める啓発・交流」や「地域社会全体での障がいを理由とする差別の解消」などの施策について、前回調査（平成28年調査）と比べて満足度（満足・やや満足と回答した割合）が向上しています。
- しかしながら、「障がい者とその家族を支えるボランティアの育成」は、満足度が47.1%（全21施策中15番目）、「身近な地域の住民同士の支え合いによる福祉の取組」の同割合が44.1%（全21施策中18番目）と、様々な障がい者施策の中では、比較的低い満足度となっています。



## ②障がいがあることで差別を受けたと感じること

- 障がいを理由とする差別を感じることは、「ある」が 17.3%、「少しある」が 15.3%、合わせると 32.6%となっています。
- 「ある」、「少しある」との回答率は、自閉症で 70.5%、発達障がいで 61.5%、知的障がいで 51.2%、精神障がいで 50.7%と、これらの障がいで 50%以上となっています。



		回答者数	ある	少しある	ない	わからな い	無回答
全体		915	17.3%	15.3%	39.2%	12.6%	15.6%
2-4 障が いの種類	視覚障がい	37	10.8%	18.9%	35.2%	13.5%	21.6%
	聴覚・平衡機能障がい	69	17.4%	21.7%	29.0%	14.5%	17.4%
	音声・言語・そしゃく機能障がい	36	2.8%	11.1%	58.3%	13.9%	13.9%
	肢体不自由	247	15.0%	18.2%	43.3%	9.7%	13.8%
	内部障がい	227	4.8%	5.7%	55.5%	8.4%	25.6%
	知的障がい	170	30.6%	20.6%	23.5%	19.4%	5.9%
	発達障がい	65	38.4%	23.1%	15.4%	16.9%	6.2%
	自閉症	61	45.9%	24.6%	8.2%	13.1%	8.2%
	精神障がい	140	35.7%	15.0%	25.0%	17.9%	6.4%
	高次脳機能障がい	18	22.2%	22.2%	33.4%	22.2%	0.0%
	難病	32	21.9%	9.4%	18.8%	28.0%	21.9%
	その他	61	18.0%	14.8%	44.2%	11.5%	11.5%

※表中の網掛けは、属性（この表では障がいの種類）ごとの最も回答率が高いもの

### ③差別を受けたと感じる（感じた）、嫌な思いをする（した）場所

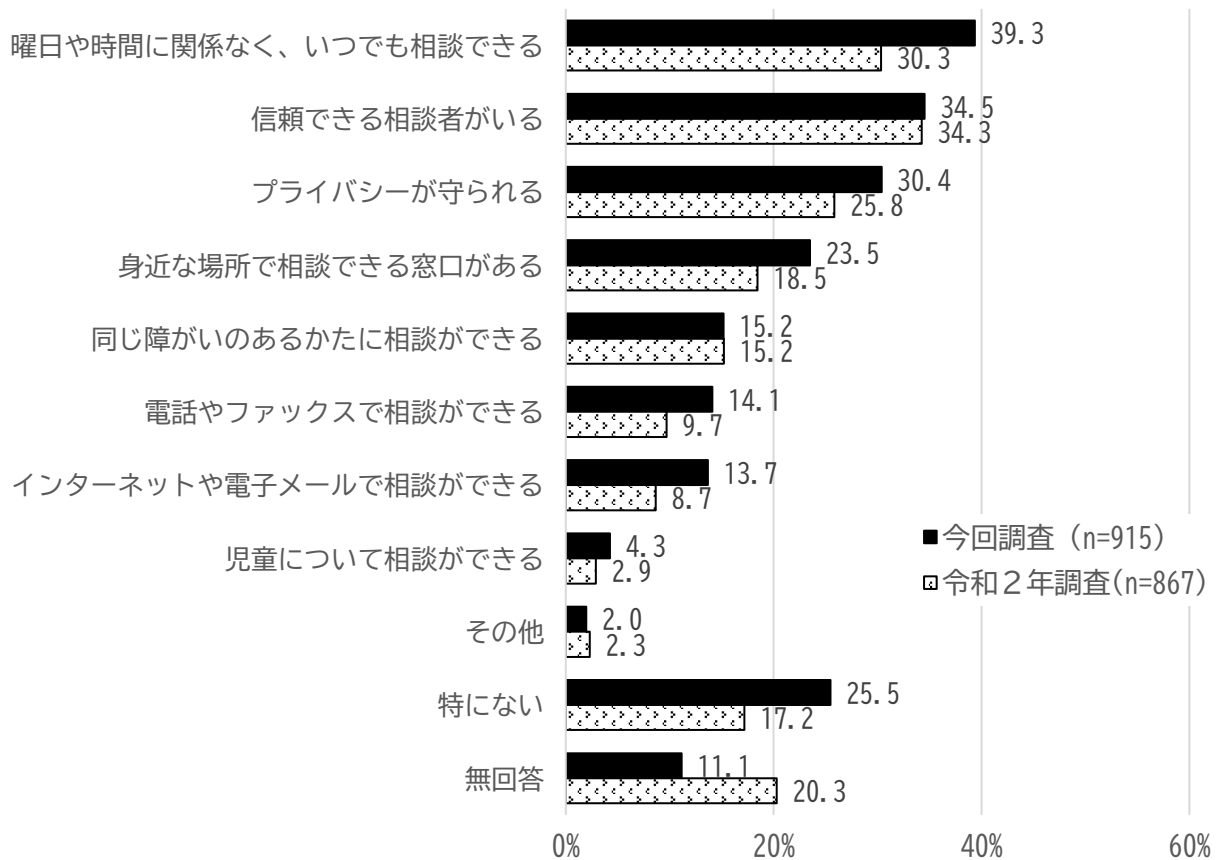
- 全体では「**外出先で**」が**44.0%**と最も高く、次いで「余暇を楽しむとき」が24.8%、「仕事場で」が21.1%、「仕事を探すとき」が20.1%と続いています。
- 障がいの種類12区分別で見ると、いずれの障がいも「外出先で」が上位にあがっています。また、**知的障がい、発達障がい、自閉症**はいずれも「**学校で**」、**精神障がい**は「**仕事を探すとき**」や「**仕事場で**」が上位にあがっています。

2-4 障がいの種類 12区分	回答者数	回答率上位3				
		外出先で	福祉施設で	余暇を楽しむとき	学校で	学校を選ぶとき
視覚障がい	11	63.6%	18.2%	18.2%		
聴覚・平衡機能障がい	27	48.1%	33.3%	29.6%		
音声・言語・そしゃく 機能障がい	5	60.0%	60.0%	40.0%	40.0%	
肢体不自由	82	56.1%	34.1%	22.0%		
内部障がい	24	37.5%	25.0%	20.8%		
知的障がい	87	50.6%	31.0%	26.4%		
発達障がい	40	57.5%	35.0%	30.0%		
自閉症	43	55.8%	34.9%	32.6%		
精神障がい	71	43.7%	31.0%	31.0%		
高次脳機能障がい	8	50.0%	37.5%	25.0%		
難病	10	50.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%
その他	20	30.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%

## 基本目標2 総合的な生活支援の充実

### ①市内の相談窓口について、相談しやすい体制をつくるために必要なこと

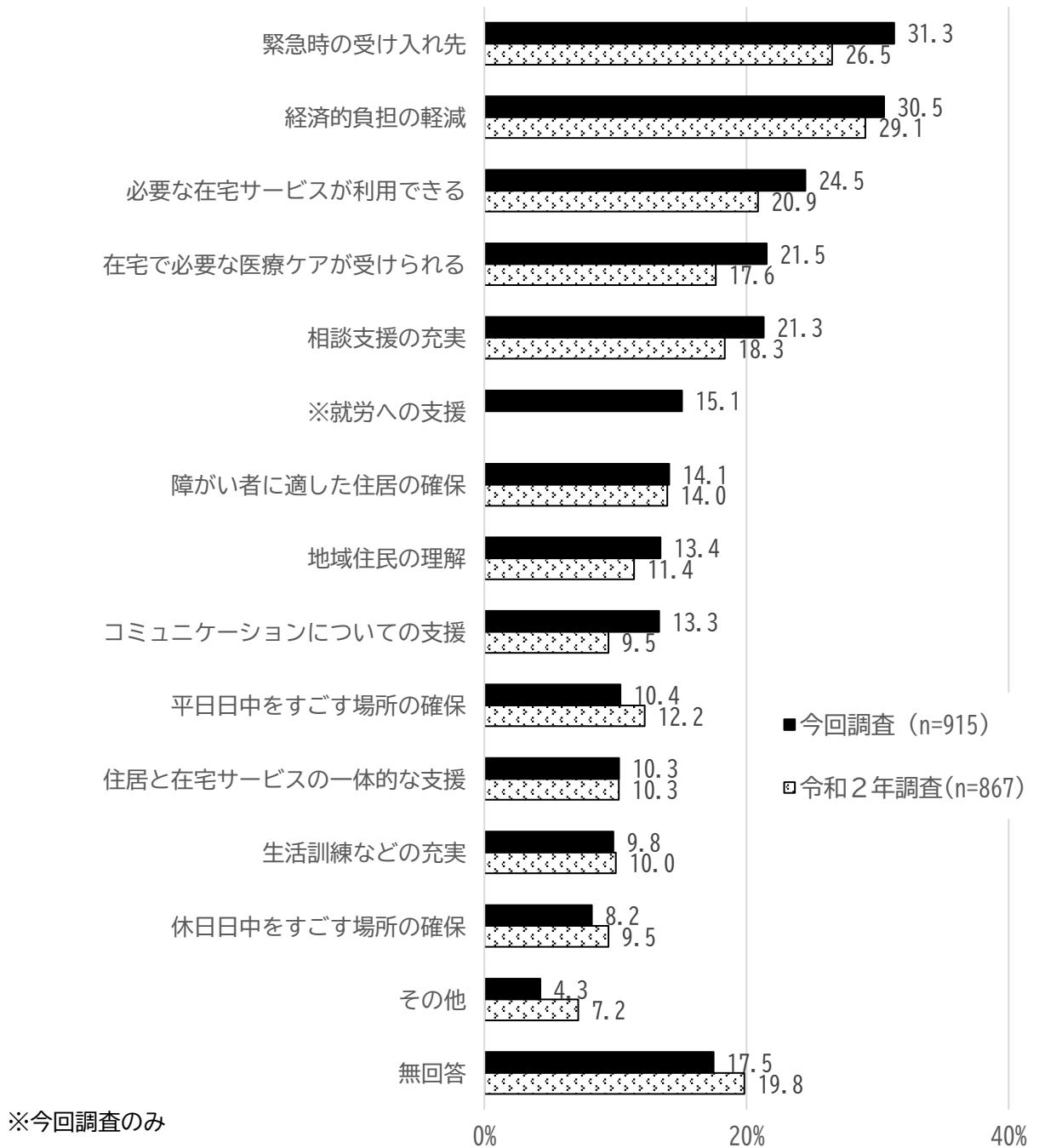
- 「曜日や時間に関係なく、いつでも相談できる」が最上位で、同回答率は前回調査（令和2年度調査）から上昇しています。
- 年齢7区分別で見ると、若い年齢区分ほど「信頼できる相談者がいる」との回答率が高くなっています。また、「同じ障がいのあるかたに相談できる」との回答も若い年齢区分ほど高く、「インターネットや電子メールで相談ができる」との回答も概ね同様の傾向です。



	回答者数	曜日や時間に関係なく、いつでも相談できる	児童について相談ができる	信頼できる相談者がいる	同じ障がいのあるかたに相談ができる	身近な場所で相談できる窓口がある	インターネットや電子メールで相談ができる	電話やファックスで相談ができる	プライバシーが守られる	その他	特にない	無回答	
全体	915	39.3%	4.3%	34.5%	15.2%	23.5%	13.7%	14.1%	30.4%	2.0%	25.5%	11.1%	
2-1 年齢7区分	0～5歳	10	30.0%	50.0%	60.0%	40.0%	50.0%	20.0%	10.0%	40.0%	10.0%	0.0%	0.0%
	6～17歳	55	36.4%	21.8%	50.9%	23.6%	21.8%	25.5%	10.9%	36.4%	0.0%	16.4%	0.0%
	18～39歳	117	39.3%	5.1%	45.3%	17.9%	22.2%	23.1%	20.5%	38.5%	2.6%	24.8%	5.1%
	40～64歳	282	44.0%	2.5%	42.9%	19.9%	27.3%	20.6%	15.2%	37.9%	3.2%	21.3%	7.4%
	65～74歳	158	34.2%	3.2%	25.3%	12.7%	19.0%	5.1%	13.9%	24.1%	1.3%	32.9%	14.6%
	75～84歳	180	32.2%	1.7%	20.0%	9.4%	20.0%	5.0%	11.1%	18.3%	1.1%	33.3%	19.4%
	85歳～	99	48.5%	0.0%	29.3%	6.1%	27.3%	7.1%	11.1%	28.3%	1.0%	19.2%	15.2%

## ②自宅や地域でくらすために必要な支援

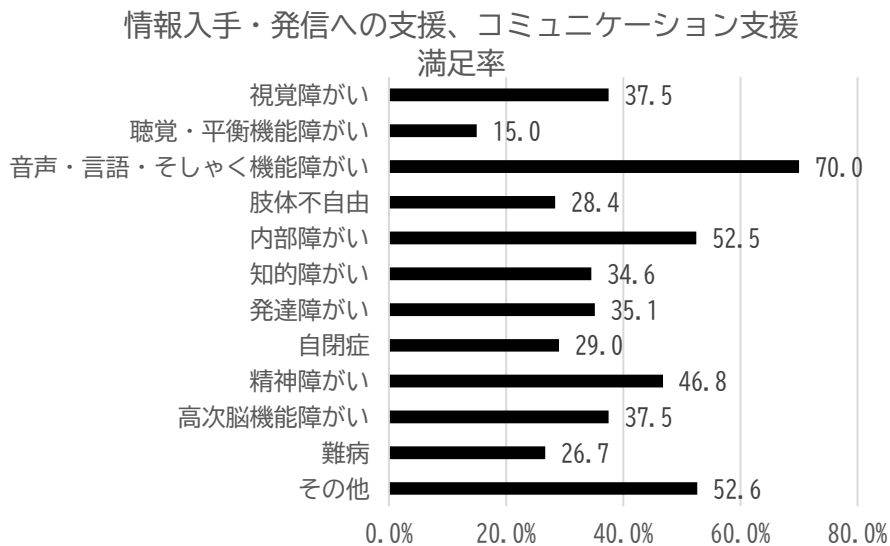
- 「緊急時の受け入れ先」が31.3%、「経済的負担の軽減」が30.5%とこれらが上位2つで、次いで「必要な在宅サービスが利用できる」が24.5%、「在宅で必要な医療ケアが受けられる」が21.5%と続いています。
- 「緊急時の受け入れ先」の回答率は、前回調査（令和2年度調査）から上昇しています。





### ③ “情報入手・発信への支援、コミュニケーション支援”の施策への満足度

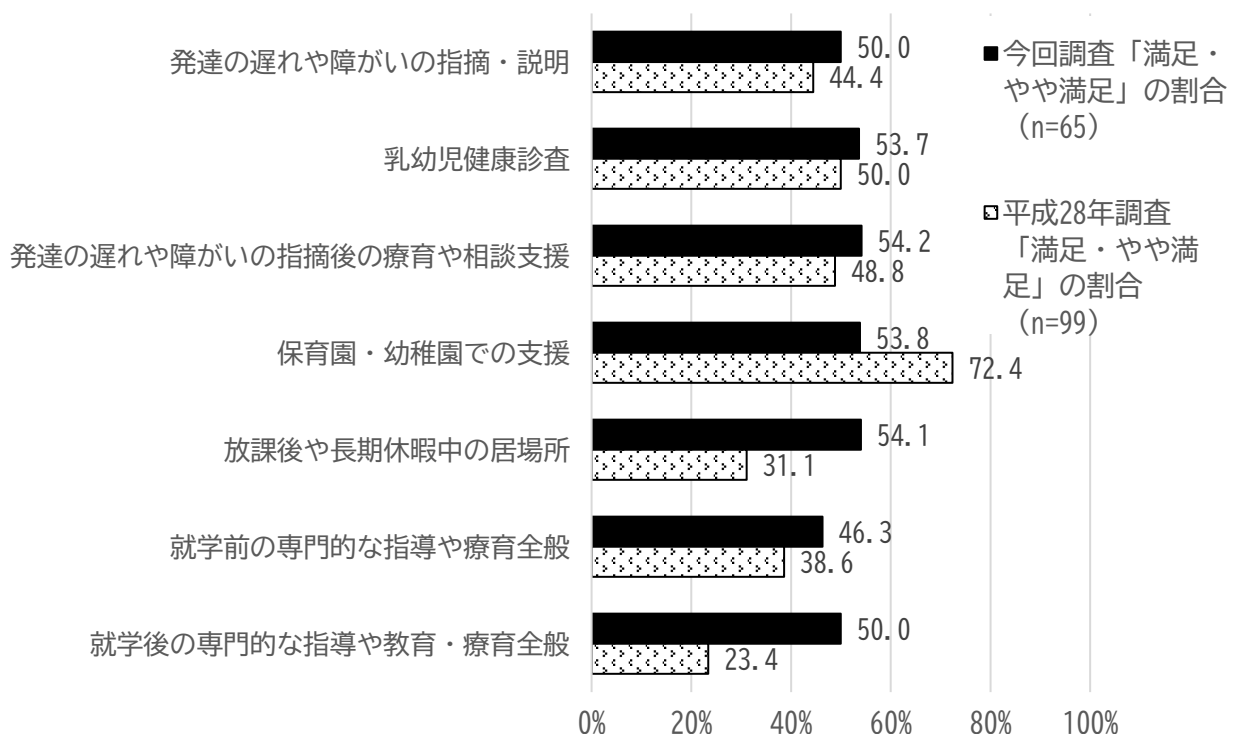
- “情報入手・発信への支援、コミュニケーション支援”の施策に対する満足度は、聴覚・平衡機能障がいで15.0%と最も低くなっています。



## 基本目標3 自立と社会参加の促進

### ①蒲郡市の発達支援等の満足度（対象は18歳未満の方）

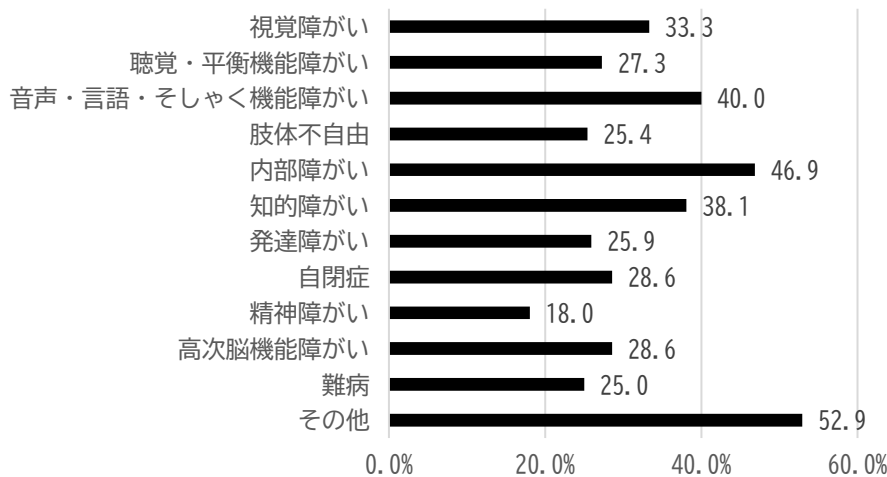
- 「満足・やや満足」という割合（満足率）は、“放課後や長期休暇中の居場所”や“就学後の専門的な指導や教育・療育全般”などで前回調査（平成28年度調査）を上回っている一方、「保育園・幼稚園での支援」では、前回調査を下回っています。



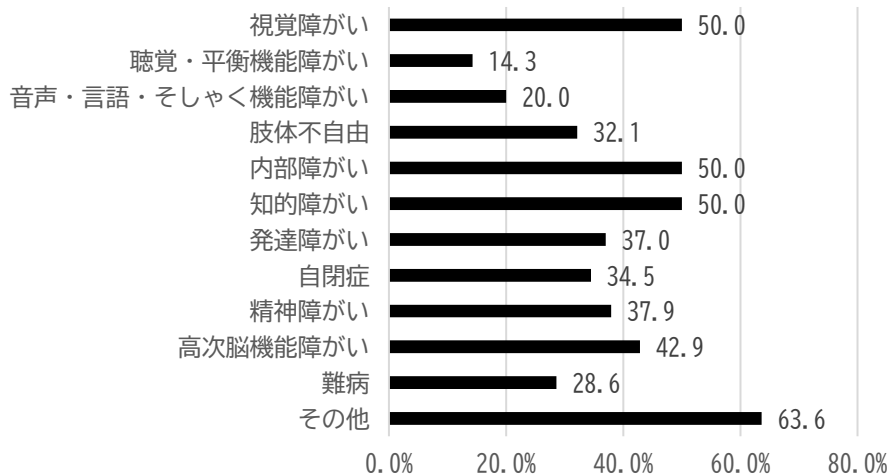
## ② “雇用の拡大” や “総合的な就労支援” の施策に対する満足度

- 「満足・やや満足」という割合（満足率）が比較的低い施策について、障がいの種類 12 区分別で見ると、「雇用の拡大」は、精神障がい **18.0%** と最も低く、「総合的な就労支援」は、聴覚・平衡機能障がい **14.3%** と最も低く、音声・言語・そしゃく機能障がいでも **20.0%** と比較的低くなっています。

雇用の拡大 満足率



総合的な就労支援（職場実習、職業教育・訓練）満足率

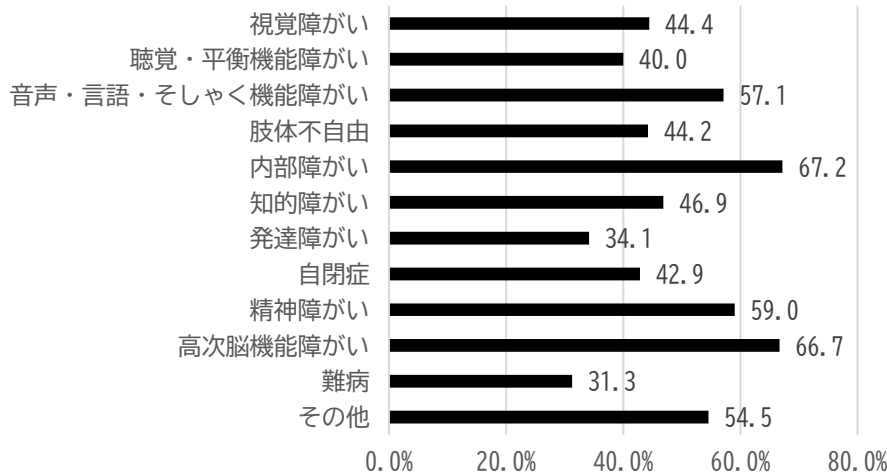


## 蒲郡市の施策全般の満足度や重要度

### ①蒲郡市の障がい者施策全般の満足度

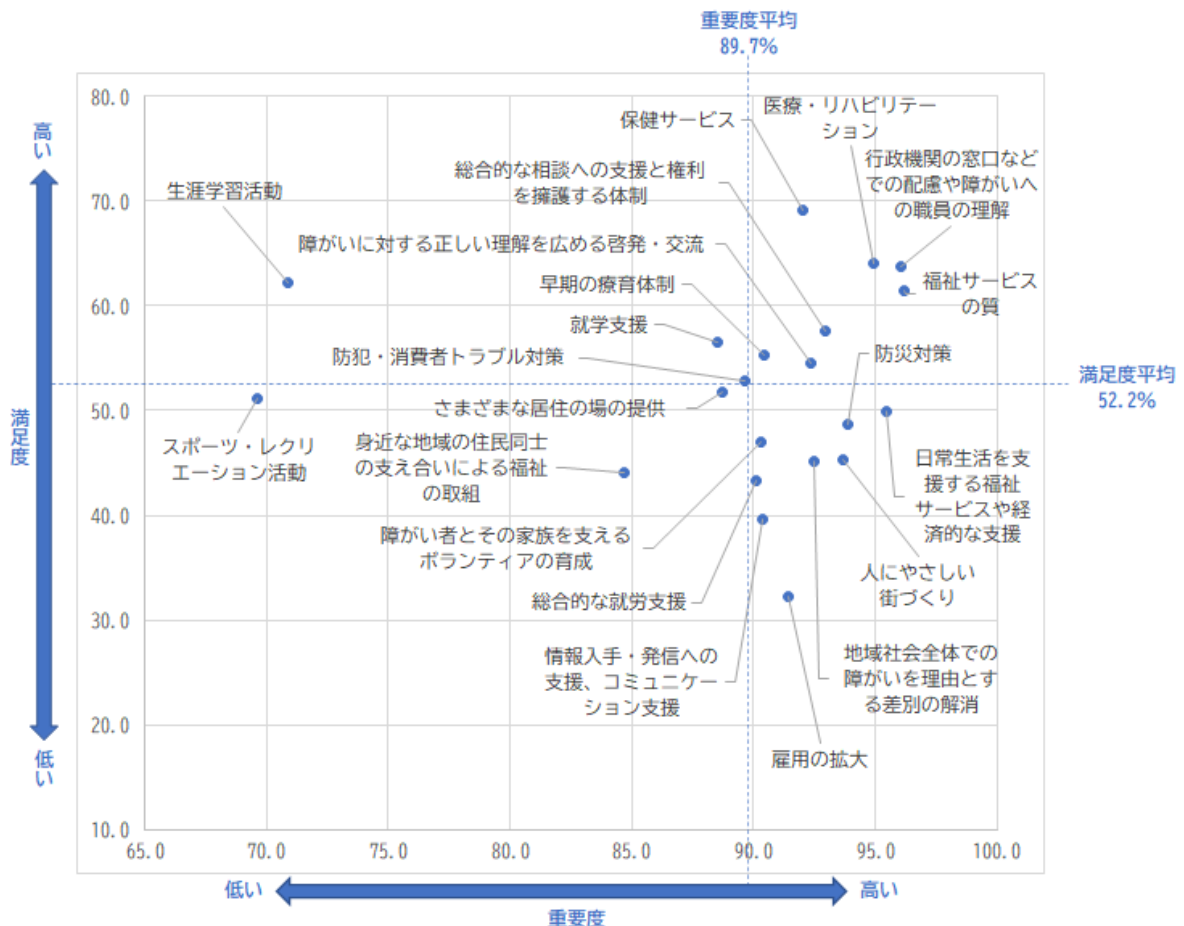
- 蒲郡市の障がい者施策全般については、「満足・やや満足」という割合（満足率）を見ると、**難病が 31.3%** と最も低く、**次いで発達障がい **34.1%**、聴覚・平衡機能障がい **40.0%** などとも比較的低く**なっています。

## 蒲郡市の障がい者施策全般 満足率



## ②蒲郡市の障がい者施策の満足度・重要度の相関図

- 「重要度が平均よりも高く、満足度が平均よりも低い施策」(重点的に改善すべき施策)には、「雇用の拡大」、「情報入手・発信への支援、コミュニケーション支援」、「総合的な就労支援」、「障がい者とその家族を支えるボランティアの育成」、「人にやさしいまちづくり」、「日常生活を支援する福祉サービスや経済的な支援」、「防災対策」が位置づけられます。



## 2 インタビュー調査結果の概要

### (1) 目的

蒲郡市第4次障害者計画（計画期間：令和6～11年度）の策定にあたり、障がい者施策に関する関係者の現状認識や意見等を反映するため、調査を実施しました。

### (2) 調査の対象

区分	対象
①社会福祉法人	<input type="radio"/> 楽笑 <input type="radio"/> くすの木福祉事業会 <input type="radio"/> はばたき <input type="radio"/> 太陽の家 <input type="radio"/> 蒲郡市社会福祉協議会
②相談支援 専門員	<input type="radio"/> 障がい者支援センター <input type="radio"/> 楽翔 <input type="radio"/> すてっぴ <input type="radio"/> はばたき <input type="radio"/> にじ
③当事者、 親の会	<input type="radio"/> 蒲郡市身体障害者福祉協会 <input type="radio"/> 蒲郡市精神障害者地域家族会 <input type="radio"/> 蒲郡市聴覚障害者福祉協会 <input type="radio"/> 蒲郡市盲人福祉協会 <input type="radio"/> 蒲郡市手をつなぐ育成会 <input type="radio"/> がまごおり親の会「きぼう」
④特別支援学校	<input type="radio"/> 愛知県立豊橋特別支援学校 <input type="radio"/> 愛知県立豊川特別支援学校本宮校舎 <input type="radio"/> 愛知県立岡崎特別支援学校 <input type="radio"/> 愛知県立豊川特別支援学校本宮校舎
⑤庁舎内関係 部署	<input type="radio"/> 福祉課 生活保護担当 <input type="radio"/> 長寿課 地域包括ケア推進室 <input type="radio"/> 長寿課 長寿福祉担当 <input type="radio"/> 蒲郡市児童発達支援センター（にこりん） <input type="radio"/> 蒲郡市福祉総合相談室 <input type="radio"/> 子育て世代包括支援センター（うみのこ）

### (4) グループインタビュー調査の時期

- 2023/2/8 ①社会福祉法人（10：00～11：30）
- 2023/2/8 ②相談支援専門員（13：15～14：45）
- 2023/2/8 ③当事者、親の会（15：15～16：45）
- 2023/2/15 ④特別支援学校（10：00～11：30）（Web システムを使用したインタビュー）
- 2023/2/15 ⑤庁舎内関係部署（15：30～17：00）

## (4) 主な意見まとめ

本調査で把握した意見について、第3次計画の基本目標ごとに主な意見を整理すると、次のとおりです。

### 基本目標1 支えあいの促進と差別の解消

#### ①啓発・広報について

地域共生社会の実現に向けた、啓発・広報に関する蒲郡市の現在の取組への評価とともに、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえつつ、社会のあらゆる場面においてアクセシビリティの向上を図るために、今後進めてほしい啓発・広報活動について、以下のとおり意見を聴取しました。

- 市民フォーラムの内容を充実し継続的に開催（児童・高齢・障がい・貧困や子ども食堂関係・学校教育等、幅広いテーマ・多分野に渡るシンポジウムとして開催）。このフォーラムをいろいろな関係者を巻き込んだ実行委員会形式での開催（関係者が連携強化をして市民に啓発）
- ダイバーシティやインクルージョンに関する知識が得られるような研修や講演会が更にあると良い（障がい当事者のみならず、事業主や市内の団体などに広く）
- 福祉セミナー（自閉症、強度行動障がい等への理解）や福祉イベントを企画する
- 福祉施設の交流行事の周知、案内のほか、SNS等の媒体を通しての啓発・広報活動
- ボランティア養成講座等において、障害福祉サービスについて分かりやすく市民に説明をしていきたい
- 福祉総合相談室のパンフレットや他の取組などのチラシを各家庭に配布したり、定期的に広報がまごおりに掲載してはどうか
- まだまだ地域共生社会のイメージが浸透していないと思うので、現状の取組を継続していくことが必要
- 自立支援協議会、地域移行・定着推進協議会、事例検討部会等で議論を繰り返し、地域で病気や障がいをお持ちの方が普通に暮らしていく社会をつくることを根気よく広げていきたい（精神科病院には長期入院になっている方が多数いること、施設入所支援にも多数の方が住まわれていること、これらの方々にもどこで誰と住みたいかの権利があり、意思を確認する必要があること、またその方々の意思を実現していく必要がある。支援者や関係者の中にもさらに啓発、広報していく必要がある。）
- 健常者には解りにくい障がいも多いので、理解を促す取組（健常者には、障がい者に対しての知識が不足している人も多い）
- 特別支援学校を設立し、学校ボランティア活動を通じた理解や市内の企業等を招待して、市民の理解を促進
- 福祉事業所の存在を広報等で市民に知らせてほしい（知らない人が多いと思うので）

- 聴覚障がい者は外からの情報を聞くことができないため、目で見える情報が必要  
(例えば火事があったことは、安心ひろめーるは流れるが、公式蒲都市 LINE は流れていない。動画なら、字幕と手話を付けてほしい。一般の方がそれを見て、字幕(要約)を学びたい、手話を学びたいと啓発広報につながるのでは)
- 啓発には、点字や音声によるものを加えてほしい
- なぜアクセシビリティが必要か、アクセシビリティが向上することでどんなメリットがあるかなどを示す
- 公共施設で利用できるアクセシビリティマップを提示
- 企業のアクセシビリティに関する取組事例を紹介
- 市の障害者計画を簡潔にしてパンフレット等で紹介
- 地域共生社会の実現に向けた啓発・広報ポスターを作成 (ホームページ上にもアップ。学校を含む公共施設、企業等にも掲示。ホームページ上には掲載ページから、障がい者へのサービスや行政としての取組等の全容が閲覧できるリンクを貼り、そこから様々な情報が得られるようにする)
- 義務教育段階の児童生徒が、「支え合う」ことが当たり前と受け入れられるような教育 (理念や政策だけでなく、いくつかの事例を教員に向けて発信していただきたい)
- 誰ひとり取り残さないとなると、広報誌とかいろいろなところで広報を行う必要がある
- 市民フォーラムなどを今後も実施するとよい。こども食堂などの活動を周知していくとよい
- 地域や学校へ出向き地域共生社会の理解を深めてもらう啓発活動 (地域共生社会には地域の理解が不可欠)

## ②地域福祉の推進について

児童生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、障がい者も含む多様な主体による障がい者のための支え合いの取組を促進するにあたり、蒲都市の現在の取組に対する評価とともに、今後進めてほしい地域福祉活動などについて、以下のとおり意見を聴取しました。

- 福祉が特別なものではなく身近なものだと感じてもらえたり、障がいのある方の可能性を知ってもらえたりする機会づくり (「お手伝いしてあげる」「助けてあげる」という感覚になつては対等な立場にはなりえない)
- 教育分野(地域学校協働活動推進員や学校)の地域福祉への積極的な参画 (民間の障害福祉サービス事業所と学校が連携した福祉教育、地域福祉の推進のための担い手づくりなど)
- ボランティアに関しては「する側」「してもらう側」と決めつけず、お互いに支え合う意識が育まれるような活動に力を入れると良い
- ボランティア講座やボランティア体験、福祉施設の見学、ボランティアイベントの開催等の活動を今後も推進してほしい
- 生活支援コーディネーターが実施している「地域支え合い座談会」などで呼びかけ、小学校内にある地域住民と学生が共同で行っている「畑」に障がいのある方が参加するようにしてはどうか



- 福祉総合相談室以外の取組が目に見えてこない
- 住民が参加できるボランティア活動について把握する、地区の人との懇談の場を設けてはどうか
- 市が主催で地域のボランティアを集め障害福祉のイベントを開催（福祉サービス事業所などと繋がりや連携が持てるように力を注いでいただきたい）
- ふれあい蒲郡の支援者が増えるとよい（支援者が見つからないことで、断られてしまうことがある）
- 当事者が1人暮らしになった場合の見守りの取組を進めてほしい（障がい者もその家族も高齢化が進んでいくので）
- 民生委員による訪問などを続けてほしい（今は民生委員が誰なのかわからない）
- 地域福祉に関する施策の満足度を上げる努力が必要
- 市内の各学校（大学・専門）にも福祉体験学習を導入してほしい
- 様々な交流事業を増やしてほしい
- 研修の実施や交流活動、福祉まつりなどはとてもよい。日常生活の困りごとについて有償で会員相互が助け合うという相互扶助制度もぜひ続けてほしい（支える気持ちとともに、互いにメリットが得られることも大切）
- 支え合いという言葉どおり、障がいのある方が地域に貢献する場を増やしていくこと、それを知ってもらう機会を作っていくことも大切（市役所や公共施設で使うちょっとした物の作成を依頼し、市民が目に触れる、活用するなど）
- ボランティア活動を「障がい者のため」と考えるのではなく、「若者の健全な育成」という視点で教育委員会と連携していただきたい
- 地域における世代や属性を超えて交流できる場、居場所づくり。社会福祉法人における公益的な役割として、施設の地域交流スペースの活用を推進（新型コロナウイルスの感染拡大により、地域の中で交流の場や機会が減少した状態が続いている）
- 高齢の障がい者や独居の障がい者の見守りや集いの場づくりの活動
- 子どもの頃から障がい者と身近に交流する機会を増やし、福祉体験学習の機会を増やす
- ボランティアの担い手の確保や地域住民の理解を深める活動

### ③差別の解消と配慮について

障害者差別解消法に基づき、社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるにあたり、蒲郡市の現在の取組に対する評価と、今後必要な取組などについて、以下のとおり意見を聴取しました。

- 医療機関における理解促進（院内に入れない、診察時に症状を伝えられない等、障がいを理由に医療機関にかかることが難しいケースあり）
- 警察における理解促進（人によって理解を示してくれる方と、そうでない方がいる）
- 実際にどのような場面で差別を感じたのかを広く集約し、その時にどのような配慮があれば良かったのかを検討(学習)する機会をつくる（より実践的な差別解消に繋がる）
- 事業者（飲食店等）向けのセミナーや当事者の困りごとを聞く機会づくり

- 障害者差別解消法の分かりやすい説明や差別解消に向けた SNS 等媒体での発信
- 共に一緒に学べる環境があること（保育園や学校などで、共に生活し関りをもつことで、偏見や差別の意識が小さくなっていくのでは）
- 「福祉実践教室」に多くの障がい当事者に参加してもらえよう取組を考えていきたい
- 小・中学校や地区、企業へ出かけて、出前講座をして積極的にアピールをしていただきたい
- 差別への対応・処置、手法などを宣伝してほしい（差別を受けた当事者は、対処の仕方などが分からず、あいまいになってしまい実際に受けている件数は、多いと思うので）
- 商工会など一般企業が参加している団体向けの啓発活動なども今後もっと積極的に実施していく必要がある（差別解消の関連の講演会を実施しているが、どの程度一般企業の方たちが参加されているかに興味がある。まだまだ、「差別解消」と言うことが福祉の世界の言葉になっているのではないか）
- 実際は差別だと感じるようなことでも、障がい当事者は「仕方ない」等と感じていることもまだ多いように思う
- 差別の表現について、一般の人にもわかりやすい表現をしてはどうか
- 学校教育の中で、幼い頃からボランティアや道徳の時間で障がいのことを学ぶことから始めることが大事
- 市職員による取組を一般市民にも伝えてほしい（同じような対応を一般市民からも受けられるようにしてほしい）
- 差別を解消することでどんな社会を目指すのか、謳っていくことは大事
- 当事者意識をもっといただくために、障がいは誰にでも起こりうるものであるということも伝えていくこともよい
- 市の職員対応要領は、障がい別に具体的な対応例が簡潔に示されており、分かりやすい（分量を少なくするなどより簡略化したものを地域に紹介するのもよい）
- 「〇〇ハラスメント」と比較し、障がい者の差別の解消はまだそのような社会的な雰囲気醸成されていないと感じる
- 特別支援学校では、人権週間などにおいて職員への研修を実施しており、虐待やサービスに関するグループ討議を行う年もある
- 障がい特性の理解や合理的配慮に関するの周知を広めていくと良い（権利擁護部会で差別解消に関する相談は少ない状態）
- 住民、企業、団体等への理解を深める取組
- 障がい者の権利擁護のための相談体制や紛争解決体制の整備への取組



## 基本目標2 総合的な生活支援の充実

### ④相談支援・意思決定支援等について

障がい者本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を進めるにあたり、蒲郡市の現在の取組に対する評価と、今後必要な取組などについて、以下のとおり意見を聴取しました。

また、『市内の相談窓口について、相談しやすい体制をつくるために必要なこと』について、蒲郡市の現在の取組に対する評価とともに、今後どのような相談支援体制が必要なのかについて、以下のとおり意見を聴取しました。

- 福祉総合相談室が開所し、市民が相談しやすい環境が整えられている（窓口対応だけでは困難なケースに対しても、福祉サービス利用の調整や相談支援を実施していただいているため）
- 障がい者本人が必要な情報を取得できているかについては課題あり（窓口相談に来た方には案内できていると思うが）
- いつでも相談できるようなオンライン相談の充実も必要
- 外国籍の方のニーズが正確につかめているのか不明であったり、アセスメントを深掘しにくい場面があり、通訳の手配などできると良い（知り合いの日本語が解る方を頼ったり、アプリを使ったりもしているが）
- 24時間相談できる場所（または体制）をどのように確立するかが課題
- 家を飛び出してしまった人など、緊急時に保護できる場所を複数整備できると良い（できるだけ身近に）
- 福祉総合相談室が設置されたことは大いに評価できる
- 相談支援従事者の質・人数を充実し、信頼できる相談者が身近にいる体制づくり
- 市民後見人の充実など、意思決定の支援者の増加
- 手話や要約筆記、広報紙等の音訳・点訳の人材が不足しており、定期的に養成講座を実施し人材を増やしていきたい
- 相談支援の情報を集約し、関係機関と情報共有する仕組みづくり（当事者からいろいろなことを聞ける体制づくりをし、情報を集約して、関係機関へどうやって伝えていくのかを考えていく必要がある）
- 障がい者が情報を得られる手段として、日常生活用具などを活用してパソコン教室などを開催
- 相談支援体制では、困難事例などは市も積極的にかかわり、共に支援する体制を作っていただきたい
- 相談員一人が担当する利用者の数が多すぎる（日常の支援の中で丁寧にご本人の意思の確認等を行っていくには）
- 意思決定支援のコーディネーターなどの配置が必要になってくる（意思決定支援を本格的に実施するためには）
- 「信頼できる相談者」とは具体的にどのような存在なのか、より具体的な内容を知る必要がある

- すべての相談支援専門員が本人の意思決定支援に関われるよう、質的に、量的に充実できるような体制をつくっていく必要がある（本人が意思決定を支援しようとするときには、判断・決断しなければならないその時だけではなく、日ごろから本人が選択できるような環境や関わりが必要。本人の意思を丁寧に確認していくのにも多くの時間が必要。基幹センター会議等で相談支援専門員のスキルアップを図っているが、計画作成などで時間的に余裕がないこともある）
- 相談員の人材育成と増員
- 市内の相談窓口に来られる方に家族会への案内をお願いしたい（家族会の構成員が高齢化し、存続が危惧されるため）
- 自分と合う相談員を選べるシステム（セカンドオピニオンの設定等）を考えてほしい
- 相談事例の経過の共有（相談した事例が再び起こらないよう、どのように改善したかを相談者や支援者に明確に伝える）
- 郵送物の内容にふりがな（ルビ）がない。公共施設等の窓口表示など、ふりがな（ルビ）がない
- 市役所や各公共施設に筆談メモや内閣府が勧めているコミュニケーションボードを用意し、「筆談できます」などの表示を設置
- 障がいのある方やその家族が集まれるコミュニティカフェのような場を設定し、情報交換
- 障がい者のみに向けて発信するという発想ではなく、市民全体に周知できるような方法が望ましい
- 相談（一般的な相談）の窓口がたくさんできてよい反面、どこに相談すればよいのかわかりにくいという意見がある
- 児童発達支援センターの相談支援の体制強化が必要
- 福祉制度の狭間で適切な支援を受けることができない方に対して、重層的体制整備事業の推進と、その利用促進のための周知・啓発
- 相談支援を提供する側もインターネットや SNS を積極的に活用していけると良い（若い年齢区分の方については、インターネットや SNS を活用することで、素早く情報を手に入れる、相談することが容易になっている）
- インターネットや電子メール等を活かしつつも、それらを活用できない方に対してもアウトリーチ支援を実施する（つながる、見守る）体制を作っていきたい
- 福祉総合相談室の啓発
- オンライン等でアクセスしやすく気軽に相談できる窓口の整備
- 相談者との信頼関係を築き、伴走支援ができる支援体制が必要
- 民生委員と地域のつながりが希薄になっており、民生委員を通じた相談のケースが少なくなっている
- 外国人の相談対応に関しては、市にある翻訳システムを活用したことがない（翻訳システムがうまくいかなくて対応に時間がかかったというケースのことを聞いて、それなら片言の日本語で対応している）

## ⑤保健・医療について

精神障がい者の地域への円滑な移行・定着が進むよう、切れ目のない退院後の支援のほか、地域医療体制の充実を図るにあたり、蒲郡市の現在の取組に対する評価とともに、今後進めてほしい取組などについて、以下のとおり意見を聴取しました。

- 地域移行支援・地域定着支援の質を高められると良い（移行や定着の実績が乏しく、ケースの同行支援等により経験を重ねさせてほしい）
- 地域移行・地域定着推進協議会の取組を通じて、精神科病院とのつながりを強めていく活動を継続していけるとよい
- 精神科病院を退院後、自宅付近の地域の病院で受診ができるような体制づくり（退院後も病院受診を継続していくための通院負担が出てしまうことが考えられるので）
- 社会的入院の地域での受け皿の整備、医療との連携、退院後の生活支援体制の強化
- 精神障がいについて理解するためのセミナーの開催
- 精神障がい者の退院後支援に関するガイドラインの作成（ガイドラインを作成することにより、関係機関の役割分担を決めて理解してもらったうえで、多機関での支援を実施している自治体がある）
- 精神障がい者で高齢の方が、必要に応じて、速やかに受診ができ、服薬や指導が受けられ安定した生活が維持出来るように蒲郡市民病院の精神科を充実
- 地域移行にあたり福祉サービスは利用しやすくなったが、地域の理解や協力体制も完備されると暮らしやすくなる
- 精神科病院のみでなく、入所施設からの地域移行にも取り組めるといい（現在、積極的に地域移行支援を進めているため、今の取組を継続できるといい）
- 引き続き近隣の精神科病院に理解をいただき、地域生活への移行を進めていく必要がある（東三河南部圏域の精神科病院からの地域移行支援実績は県内で1番）
- 精神科病院と高齢分野との連携を進めていく必要がある（精神科病院の中には65歳以上の方の入院も多数いることから）
- 市民病院の精神科に常駐の医師を配置するなど、医療の充実（市には精神科病院やクリニックが少なく、他市町に入院、通院されている方も多い）
- 精神障がいの特化した事業所や心療内科のデイケアの誘致
- 市民病院に成人の知的障がい者が受診できる精神科医の常駐を希望（親の高齢化により、市外の病院への受診が困難）
- 精神科病院と連携し関係を深め、地域移行支援・定着支援を活用しながら長期入院患者の退院が促進できると良い。単身生活を目指すのであれば自立生活援助についても活用できると良い
- 障がい分野と高齢分野の連携の推進
- 地域のかかりつけ医と精神科病院の連携の推進

## ⑥生活支援について

障がい者が住み慣れた地域や自宅等で安心して生活できるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障害福祉サービスの質の向上、住まいの環境整備などに関して、蒲郡市の現在の取組に対する評価とともに、今後進めてほしい取組などについて、以下のとおり意見を聴取しました。

- 福祉フェアを今後も継続開催してほしい（生活介護施設や就労移行支援事業所を紹介する福祉フェアを開催していただけるのはありがたい）
- 重度の肢体不自由の生徒が、特別支援学校卒業後に利用できる生活介護施設が不足。人工呼吸器を利用する人が利用できる施設が増えてほしい
- ヘルパー不足への対応として、高齢分野におけるシルバー人材センターと連携した取組（訪問型サービス）のようなものを検討してはどうか（現状ヘルパー不足で、利用者が希望する形でサービスを受けられない状況がある）
- より現場に即したサービスの質の向上につながる取組（事業所によりサービスの質、スキルの考えも多様であると思われるため、市全体としての質の向上を考えるとすると、引き続き市内事業所と共に取り組む必要がある）
- ニーズに柔軟に対応し、利用しやすいヘルパーサービスの充実、ヘルパー人材の確保と質の向上
- 障がいのために食生活（食事）の自己管理が難しい、調理ができない方へのサービス（配食や自炊セット等）の充実（食生活（食事）の自己管理ができないため、金銭管理ができなくなっているケースがあり、体調（栄養）面で影響が出たり、出費が多いため生活面での影響も出てくるといったようなことがある）
- 障がい者とその家族を含めた支援体制の構築（親が高齢になると病気や認知症などで、子どもに今までできていた世話が出来なくなり、金銭面はもちろん、健康面、生活面が不安定になり、生活も維持出来なくなってしまう）
- 市としてもヘルパー確保に力を注いでいただきたい（ヘルパー利用に関して、利用したくてもヘルパーが居なくて断られる事も多いので）
- ヘルパー人材の充実（ヘルパー関連のサービスに繋がらないことが多く感じる）
- 市内のグループホームの質の向上（グループホーム連絡会を積極的に実施）
- 引きこもりへの対策の充実（訪問看護や訪問相談等）
- グループホームの利用に関する補助の増額と高齢者施設入所時の助成の検討を希望
- 居宅介護サービスを利用できるようにしてほしい（ヘルパーが足りていない）
- お金の管理ができないケースも多いので、様々な主体による見守りが必要（常に身近に相談できる人がいる状態）
- 障がいの種別に関わらず、気軽に利用できるヘルパーステーションの設立
- 施設職員による事件が起きないように、支援員等のメンタルケア
- 「事業所とは、事業所を開くには」などに関心を広げる取組（保護者の方から「私たちの世代はデイ難民で」という話を聞く）
- 質の向上については、従事者等へのフォローアップ研修の継続とともに、定期的に市が各事業所の環境や取組を確認
- 雇用の創出や就労支援スタッフの増員等が必要
- 居宅介護の量的な充実
- 医療的ケア・行動援護を対応できる事業所・人材の充実
- 移動支援の充実



## 基本目標3 自立と社会参加の促進

### ⑦発達支援・療育支援等

発達支援を必要とする幼児・児童・生徒の療育ニーズに的確に応え、指導を受けることのできる体制づくりを進めるにあたり、蒲郡市の現在の取組に対する評価とともに、今後進めてほしい発達支援・療育支援の取組について、以下のとおり意見を聴取しました。

- 現在は療育に通うことを希望する親子が年度途中から待機状態。発達外来の受診も数か月待ちの状況（発達支援の必要な子どもが増えてきており、ニーズが高いため）
- 保護者が子どもの発達支援について気軽に相談できたり、発達に応じた療育に通うことができるようになるとよい。放課後等デイサービスも同様
- 外国人への支援の検討が必要（特に外国人が通える場が少ないため）
- 放課後等デイサービスと学校、児童発達支援センターの連携強化（課題があるケースの場合に連携が図れる場合もあるが、保護者経由の情報が主となるため、連携を図れる形を具体的に話ができるとうい）
- 目的に応じて障がい児に適切なサービスを提供できるようにしたい（現状、障がい児サービス＝放課後等デイサービスになっており、日中一時支援や移動支援等が不足している）
- 医療的ケアを必要とする子どもたちが幼少期から利用できる病院や療育の場所が不足（医療的ケアを必要としない身体障がい児を含め、放課後等デイサービスで専門的に支援が受けられる場が少ない）
- 発達支援・療育支援の実施主体の質を高める取組の強化（発達支援については、量よりも質を求められている）
- 発達の遅れや育児に悩む親が気軽に相談できる体制の強化
- 保育園や小学校などと外部の関係機関との連携が必要（保育園や小学校などで発達障がい等に対応できる職員が少ないのではないかと。どこへ誰に相談していいかわからず対応ができずに支援が遅くなることもあるかと思うので、内部での情報共有と外部の関係機関との連携が必要）
- 現場の保育士が悩みを相談したり、学ぶ事ができる機会を設けてはどうか（OT、心理士、コーディネーター等の専門職が各保育園や幼稚園を定期的に巡回し、実際の児童の様子を確認したり、保育士の抱えている悩み事等を把握し、理解を深めた上で解決に向けた具体的なアドバイスをするなど）
- 検診から医療や療育に繋がるケースが多く、今後もこの体制を継続
- 福祉分野と教育分野が同様な認識を持って支援ができるとうい（障がいがあることで、障がいのない人たちとの関係から別れるような支援の体制は、今後どのようにするのか考えないといけない）
- 巡回相談、保育所等訪問支援の充実（園や学校で適切な教育や支援が受けられるようになるとよい。園や学校での教育や支援が良くなれば、家庭での支援が上手く行く、家庭で支援が上手く行けば、不必要な放課後等デイサービスの利用等が少なくなると思う）
- 療育を受けたくても受けられず、待機中の子どもがたくさんいるのでこの解消（指導はとても満足できるものになっている）
- 蒲郡市立特別支援学校の早期開校

- 聞こえない子どもに、人工内耳をすすめないでほしい。手話があることもわかってほしい
- 療育機関での発達支援や療育支援とともに、家庭内の子育てや過ごし方について支援していく必要性を感じている（良好な親子関係の構築、生活の土台作りのためには、早期からの把握と支援が大切。相談員などが定期的に訪問し、子育ての悩み等を聞き、具体的な方法をその都度一緒に考えていける機会があるとよいのではないか。早期こそ、複数人での悩みの共有と、お子さんはもちろん親御さんの成功体験を大事にしたい）
- 蒲郡市児童発達支援センター（にこりん）による保育所等訪問支援事業が十分機能（人的、質的）し、定着すれば、保育所や幼稚園における支援に対する満足度は今後向上するのではないか（数多くの保育園や幼稚園がある中で、どのようにくまなくカバーするのが課題。拠点となる保育園や幼稚園（またはスタッフ）を数年間かけて育成することも一つの方法）
- 肢体不自由児や医療的ケアが必要な児童への療育等の社会資源が不足（市内で小学生が作業療法や理学療法などを受けられないかという要望を受けている）
- アンケート調査で保育園、幼稚園での支援の満足率が前回調査と比べて低下しているのは、発達障がいなどを理由に入園を断られるケースが多いからではないか
- 児童発達支援、放課後等デイサービスとともに、定員に空きがない状態でニーズに応えられているとは言えない
- 市内の事業所の状況把握など、児童発達支援センターが取り組んでいけなくはない課題が多い（障がい者支援センターや自立支援協議会こども部会と連携しながら、中核施設としての機能充実を目指したい）
- 学校関係者と福祉関係者の連携の強化、情報の共有（サポートファイルなどの活用）

## ⑧雇用・就業

働く意欲のある障がい者の多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な者に対して福祉的就労の底上げにより工賃の水準の向上を図るにあたり、蒲郡市の現在の取組に対する評価とともに、今後進めてほしい取組について、以下のとおり意見を聴取しました。

- 障がい者の雇用・就業について市の各課の理解を促し、市による企業などとのコーディネート機能の強化ができるとうい（蒲郡市では農福連携などに取り組んでおり、さらに各課の協力により、障がい者の仕事の幅が広がるのではないか）
- 就労促進部会において、高工賃の確保や一般就労のマッチング機会など、事業所間で情報共有していければ良い
- 一般企業と福祉的就労の場の情報の共有
- 障がい者雇用のための設備投資への助成
- 障がい者が就労した会社で作った商品について、何か地元の付加価値をつけてネット等で宣伝、拡散し、注文ができるような仕組みづくり（それらより売り上げが上げれば、工賃に反映）
- 商工会議所との繋がりを持ち、市内の会社と話ができるように市がコーディネートしていただきたい（企業や高齢者施設、医療機関などにも障がい程度の理解や就業の模索を考えてもらう機会として、また、障がい者が、働き金銭を得る喜びや大変さを経験し就業に結びつくように職業体験が出来ればよい）

- 就労継続支援B型の工賃の改善が必要（工賃があまり高くなく、生活介護事業所の方が高い工賃を得られている場合も見られる）
- 引き続き課を超えた情報共有や協力（農林水産課から JA、いちじく農家の施設外就労の話が来たように）
- 精神障がいの特性を理解し、ひとりでも多くの障がい者が就労できるように取り組んでほしい（愛知県の障がい者雇用率が低いいため）
- 市から企業に働きかけをしてほしい（雇用率が低いため）
- 市の業務を福祉事業所に委託してほしい
- 一般就労が困難な人に対して、工賃を上げる工夫が必要
- 工賃を上げるために、他の自治体の先進的な取組について、事業所に事例を紹介したり、コンサルタントを派遣。企業とともに商品開発。障がいのある方を支援する従事者の待遇をよりよくする
- 賃金の水準を向上させるために、海や温泉などの観光業と農業が蒲郡市の魅力であり、地域経済と連携しブランディングするとよい
- 就労促進部会にて、工賃の向上を図る検討会を立ち上げる（市内企業からの作業の取りまとめや農福連携などを推進、自主製品の企画や販売方法の企画）
- 障がい者側と雇用者側双方の相談体制の整備

## ⑨バリアフリー・安全・安心

障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を図るにあたり、蒲郡市の現在の取組に対する評価とともに、今後進めてほしい取組などについて、以下のとおり意見を聴取しました。

また、災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所、福祉・医療サービスの継続等、そして、障がい者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進するにあたり、蒲郡市の現在の取組に対する評価とともに、今後進めてほしい取組などについて、以下のとおり意見を聴取しました。

- 災害時における行政と福祉事業所との情報共有体制の強化（様々な災害が起きた際、情報のタイムラグが生じることがある。利用者に情報を伝えていくにあたり、福祉事業所もキーパーソンのひとつだと思うため、情報共有が行える体制を引き続きお願いしたい）
- 福祉避難所の設置・運営に関することや、災害時における福祉サービス事業の継続に向けての課題整理や改善のための話し合いの実施
- 視覚障がい者の駅ホームでの転落事故を防ぐための扉の設置
- 災害時に逃げ込んだ避難所から、福祉避難所へ適切に誘導できるような体制づくり
- 消費者被害の早期発見と早期の対処のための環境づくり
- 道路の道幅などが問題（公共施設などはバリアフリーになっている所も多く使いやすくなっているが）

- 災害やトラブルについては、障がい者に情報を早く伝え、対応、対処ができるような体制づくりが必要
- 市内にエスカレーターやエレベーターなどのバリアフリー対応がされていない駅があるため、事業者への促しは必要
- コミュニティバスは柔軟な運用ができるとよい（バス停でないところからの乗車を可能にするなど）
- 福祉避難所の取組に様々な機関等が関わること（福祉避難所はまだまだ成熟していないため、今の取組を継続しつつ、いろいろなところを巻き込むことができる）
- 福祉避難所の訓練の継続
- 駅でエレベーターの設置はないところの対応はどのようにするか
- 特殊詐欺への対策強化
- 施設等での虐待防止の取組（職員研修や指導の強化）
- 福祉避難所における宿泊避難訓練の実施、薬剤師との連携（精神障がい者は薬が欠かせないので）
- 福祉避難所の開設日を一般の避難所と同日開設にしてほしい。障がい者の避難所を増やしてほしい
- 犯罪被害や消費者被害に遭わないように、事例研究を行う必要がある
- エレベーターに窓がない。災害情報ランプがついてない
- 公共施設周辺の音響信号及び点字ブロックの設置を進めてほしい
- 多世代交流拠点の取組は効果的。障がいを特別視するのではなく、どの人にも魅力ある、かつ互いに交流のある場づくりは今後も進めてほしい
- 複数の障がい（複数の障がい種別）当事者からニーズを吸い上げていただきたい
- 当事者参加型の避難訓練について、実施する事業所の拡大
- 避難行動要支援者名簿の作成や個別ごとの避難計画の作成の充実
- 警察関係者との情報交換や意見交換する機会を作る（自立支援協議会の権利擁護部会もしくは他の部会にて、犯罪被害や犯罪に巻き込まれる障がい者に関する情報共有する機会として）
- 様々な障がいを持った人が情報を取得できるような支援や体制づくり
- 災害時に地域や福祉事業所との連携を推進する取組



## 第4章 基本的な考え方と重点課題

### 1 計画の基本的な考え方

本計画の基本理念と基本目標を、次のとおり設定します。

#### (1) 基本理念

本市は、市の最上位計画である「第五次蒲郡市総合計画」(令和3～12年度)のまちづくりの基本理念として、『人と自然の共生』、『安全・安心・快適』、『一人ひとりが主役』、『つながる』を掲げ、市民一人ひとりが輝き、希望と幸せを実感できるまちをめざし、未来へとつなげていくこととしています。

また、「蒲郡市第3次障害者計画」(平成30～令和5年度)は、基本理念として『みんなが参加し、つながり、共に生きる蒲郡の実現へ』を掲げて、共生社会の実現や障がい者を理由とする差別等の解消に向けた取り組みに努めてきました。

本計画は、総合計画の方向性と合致している第3次計画の理念を継承し、引き続き、すべての市民が社会を構成する一員として、様々な分野の活動に参加し、交流し、障がい者を理由とする差別等を受けることなく、共に生きていく社会の実現を目指すこととします。

#### 基本理念

**みんなが参加し、つながり、共に生きる蒲郡の実現へ**

#### (2) 基本目標

本計画は、基本理念の実現に向けた施策を推進するにあたり、次の3つの基本目標を設定します。

- 支え合いの促進と差別の解消
- 総合的な生活支援の充実
- 自立と社会参加の促進

## 支えあいの促進 と差別の解消

令和4年度に実施したアンケート調査では、自閉症や発達障がい、知的障がい、精神障がいのある方において、差別を受けたと感じる割合が高く、差別を感じる場所は「外出先で」のほか、自閉症や発達障がい、知的障がいは「学校で」、精神障がいは「仕事を探すとき」が比較的多い状況です。

共生社会の実現には、障がいの有無に関わらず一人ひとりが互いを尊重し、様々な機会や場面で市民同士が支え合うような地域づくりが不可欠であり、今後も理解を深めるための啓発・広報や地域福祉を推進します。

また、官民が一体となって、あらゆる分野で障がいを理由とする差別を解消し、必要な合理的配慮を行う取り組みを推進します。

**施策：啓発・広報、地域福祉の推進、差別の解消と配慮**

## 総合的な生活 支援の充実

共生社会の実現には、複合化・複雑化する市民の生活課題に対して、包括的に支援する体制づくりが求められます。

アンケート調査では、相談しやすい体制づくりについて、「いつでも相談できる」、「信頼できる」といったことを重視する方が多い状況であるほか、様々な施策の中で、情報入手やコミュニケーション支援に関わる施策の満足が比較的低い状況です。また、インタビュー調査では、相談支援や意思決定支援、生活支援に関わる人材の確保等が課題にあがっています。

今後も、障がいのある方及びその家族の相談や情報入手、医療、居住、福祉サービスなど、生活を総合的に支える環境の充実に向けて、人材をはじめ必要な基盤の確保等を進めます。

**施策：相談支援、意思決定支援、保健・医療、生活支援**

## 自立と社会参加 の促進

共生社会は、障がいの有無に関わらず、支える側・支えられる側と分かれることなく、市民一人ひとりの能力が発揮されている社会です。

アンケート調査では、様々な施策の中で、自立と社会参加に関わる就労や雇用の施策に対する満足度が特に低い状況となっています。また、インタビュー調査では、発達支援を必要とする児童が増加する中で、支援の場の不足が課題にあがっています。

障がいのある方一人ひとりがその個性や能力を発揮できるよう、発達支援・教育支援、雇用・就業、スポーツ・文化芸術活動の推進を図るとともに、自立と社会参加の基盤となる安全・安心の取り組みのさらなる充実を進めます。

**施策：発達支援・教育支援等、雇用・就業、スポーツ・文化芸術活動、  
バリアフリー・安全・安心**

## 2 施策の体系

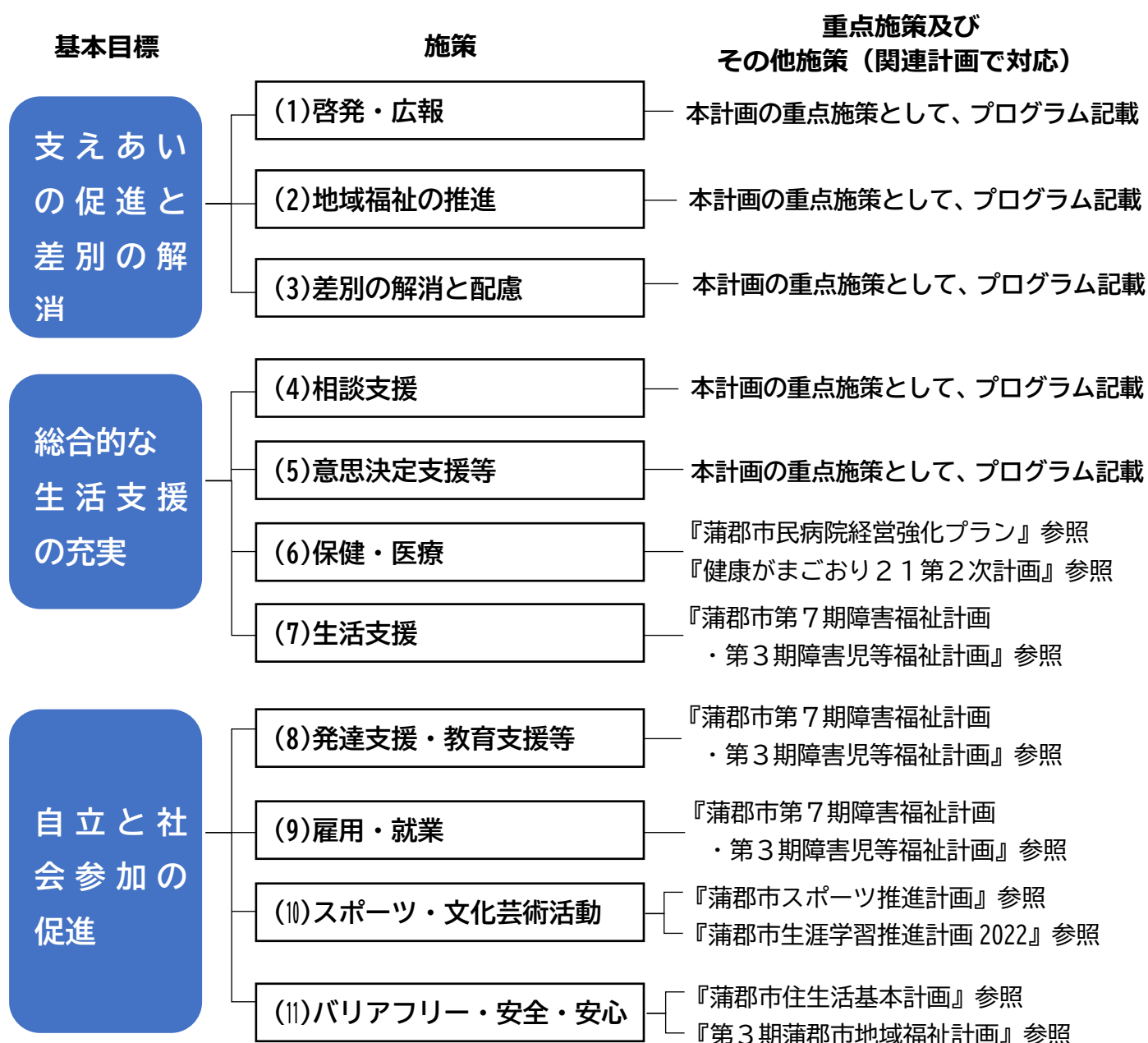
本計画の施策の体系は、次のとおりです。

本計画は、3つの基本目標に11の施策を設定し、施策ごとにさらに具体的な施策をもって構成しています。

なお、具体的な施策は、重点施策とその他の施策に分け、重点施策についてはプログラムを設定し、その他の施策については本市の他の計画や指針等に対応しているため、参照する計画等を記載するかたちとします。

### 理念

みんなが参加し、つながり、共に生きる蒲郡の実現へ



---

## 3 施策ごとの重点課題

---

アンケート調査やインタビュー調査を通して寄せられた当事者や関係者の意見等を踏まえて、本計画の11の施策ごとに重点課題を次のとおり設定します。

### (1) 啓発・広報

- 障がいに対する正しい理解を広める啓発・交流は、アンケート調査による施策満足度が前回調査（平成28年度）よりも上昇しています。インタビュー調査では、フォーラムやセミナーなどの交流行事、広報やSNSを通じた啓発の継続を求める意見やアクセシビリティの向上を求める意見などが寄せられています。今後も、差別を感じている割合の高い障がい種別をはじめ、障がいへの理解を広める取り組みの推進とともに、様々な場面におけるアクセシビリティの向上が重点課題です。

---

→ 差別を感じている割合の特に高い障がいへの理解を広める啓発・広報、交流活動の推進とともに、様々な場面におけるアクセシビリティの向上

### (2) 地域福祉の推進

- インタビュー調査では、子どもから大人まで、障がいの有無に関わらず、ボランティア活動の体験機会を設けることや、「ふれあい蒲郡」など相互扶助の制度の継続・充実を求める意見などがあがっています。今後も、『第三期蒲郡市地域福祉計画』に基づき、ボランティア活動のきっかけづくりと福祉教育の推進、活動と担い手のマッチングの充実、支え合いの地域づくりの推進等が課題です。

---

→ ボランティア活動のきっかけづくりと福祉教育の推進、活動と担い手のマッチングの充実、支え合いの地域づくりの推進等

### (3) 差別の解消と配慮

- 地域社会全体での障がいを理由とする差別の解消は、様々な施策の中で、依然として満足度が比較的低いものとなっています。
- 障害者差別解消法の改正（令和3年）に伴い、令和6年4月1日から事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供が義務化されることを踏まえつつ、官民が一体となって差別の解消に向けた取組と必要な合理的配慮の提供に努める必要があります。

---

→ 現状実施している事業だけでなく、それ以上の官民が一体となった差別の解消に向けた取組と必要な合理的配慮の提供に向けての取り組み

#### (4) 相談支援

- 本市では、令和4年度に「福祉総合相談室」を開設し、包括的な相談支援体制の充実を進めており、アンケート調査によると、総合的な相談への支援等に関する施策満足度が前回調査よりも上昇しています。
- 相談支援専門員の質・人数の確保による相談支援体制の充実が求められます。

---

→ 相談支援専門員の質・人数の確保による相談支援体制の充実

#### (5) 意思決定支援等

- 情報の入手・発信への支援や可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援する取り組みが求められます。
- 虐待防止の取り組みの推進とともに、成年後見制度の利用促進など、権利擁護の体制強化が課題です。

---

→ 情報の入手・発信への支援とともに、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援する取り組み、権利擁護の体制強化

#### (6) 保健・医療

- 保健サービスや医療・リハビリテーションは、アンケート調査で前回調査と変わらず、障がい者施策で満足度が高い施策となっており、今後も障がいへの早期対応をはじめ、一人ひとりに応じたきめ細かい取り組みを継続する必要があります。
- 医療的ケアを必要とする人に対応できる社会資源の確保とともに、精神障がい者の地域移行・地域定着の促進に向けて、精神科医療と福祉との連携強化などが求められています。

---

→ 障がいへの早期対応、医療的ケアを必要とする人に対応できる社会資源の確保、精神科医療と福祉との連携強化

#### (7) 生活支援

- 生活支援を担う福祉サービスの質は、アンケート調査で満足度が高い施策となっており、今後も重層的支援体制整備事業や障害者自立支援協議会等を通じて多機関協働によるサービスの質の確保と生活支援の充実を進める必要があります。
- インタビュー調査では、グループホームの質や重度の人に対応できる日中活動の場の確保が求められているほか、福祉サービスを担う人材の確保が課題です。

---

→ 多機関協働によるサービスの質の確保と生活支援の充実、重度の人に対応できる日中活動の場づくり、福祉サービスを担う人材の確保

## (8) 発達支援・教育支援等

- アンケート調査によると、市の発達支援や教育支援は、「放課後や長期休暇中の居場所」をはじめ、多くの項目で満足度が向上している一方、「保育園・幼稚園での支援」は前回調査から満足度が低下しています。
- アンケート調査によると、発達支援について充実してほしいことは、「効果的な療育・支援の内容」が最上位であり、インタビュー調査ではニーズに応じた療育の場の量・質の確保が求められています。
- アンケート調査によると、教育や通園先・通学先での生活について充実してほしいことは、「子どもの能力や特性に合わせた指導・支援」が最上位であり、インクルーシブ保育・教育にあたり、児童や保護者等のニーズに応じた環境整備が課題です。

---

→ ニーズに応じた療育の場の量・質の確保、インクルーシブ保育・教育にあたっての児童や保護者等のニーズに応じた環境整備

## (9) 雇用・就業

- アンケート調査によると、雇用の拡大や総合的な就労支援は、様々な施策の中で、重要度が高く、満足度が低い位置づけとなっています。
- インタビュー調査では、市の関係課の連携や企業との連携、就労支援に関わる事業所の連携等、様々な主体が連携した雇用の確保や就労支援が求められているほか、福祉的就労の場における工賃を上げる取り組みが課題としてあがっています。
- 令和6年度より、新しい障害福祉サービスとして就労選択支援が始まることを踏まえつつ、就労に関するアセスメントの充実も課題です。

---

→ 様々な主体が連携した雇用の確保や就労支援、福祉的就労の場における工賃を上げる取り組み、就労に関するアセスメントの充実

## (10) スポーツ・文化芸術活動

- アンケート調査によると、スポーツ・レクリエーション活動は、満足度の高さで中位に位置する施策です。
- 障害者文化芸術推進法の施行に伴い、障がい者の地域における文化芸術活動の環境づくりが求められているほか、共生社会の実現に向けて、障がいの有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくりが課題です。

---

→ 文化芸術活動の環境づくり、障がいの有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり

## (11) バリアフリー・安全・安心

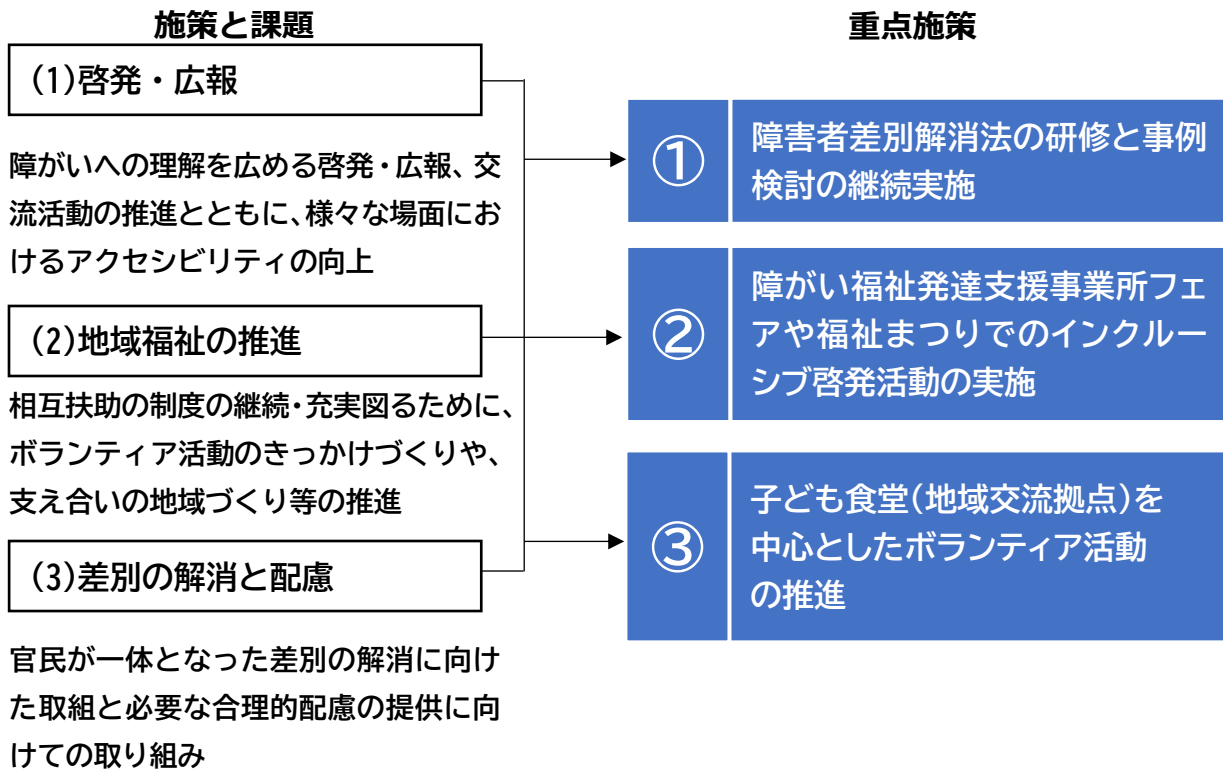
- アンケート調査によると、人にやさしい街づくりや防災対策は、重要度が高く、満足度が低い施策に位置づけられています。
- 本市では、障害者自立支援協議会の部会として「福祉避難所連絡会」を設置し、災害時に各事業の役割や動き方、情報共有の方法等を確認しながら災害時の支援の方法を共有しており、インタビュー調査でも福祉避難所に関する意見が多数寄せられています。
- 今後も公共施設の改修等にあわせたバリアフリー化とともに、災害時への備えをはじめ、安全・安心のための防災対策の推進が求められます。

---

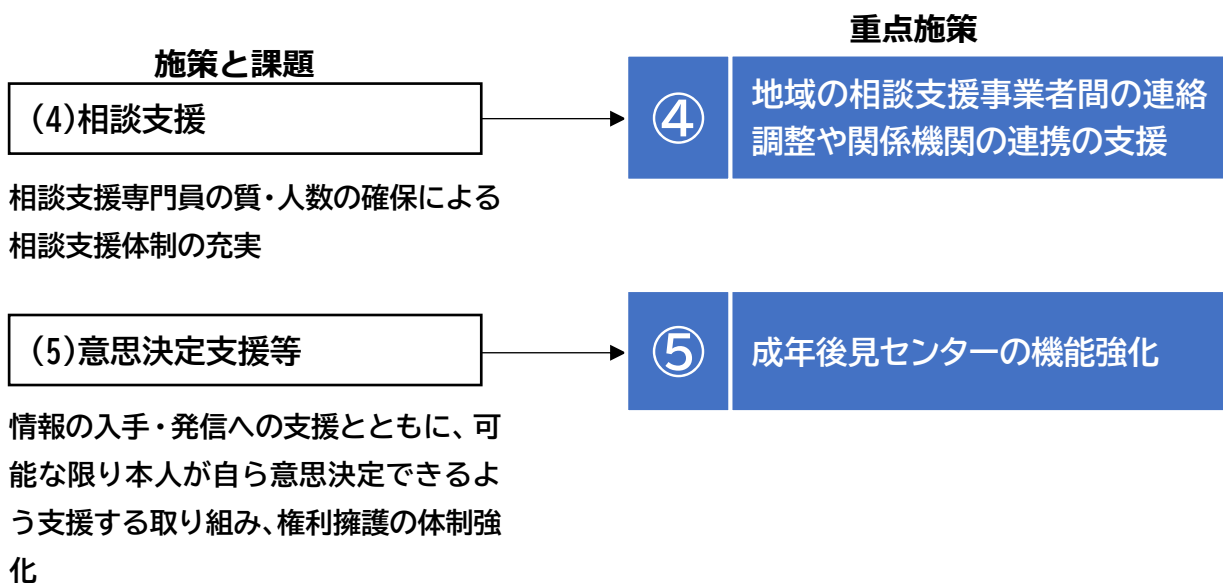
→ 公共施設の改修等にあわせたバリアフリー化、安全・安心のための防災対策の推進

# 第5章 施策・事業の展開

## 支えあいの促進と差別の解消



## 総合的な生活支援の充実







②	障がい福祉発達支援事業所フェアや福祉まつりでのインクルーシブ啓発活動の実施						福祉課 蒲郡市社会福祉協議会 蒲郡市自立支援協議会 就労促進部会					
事業目標	本市は継続的に障がい福祉発達支援事業所フェアを開催することで、障がいのある方の就労促進、企業に対する障がい雇用の拡大の周知、発達支援事業所利用者及び、保護者の大人になった際の就労に関するイメージ構築を促進します。 また、令和4年度の福祉まつりにおいては福祉避難所の開設訓練の様子や地域共生社会に関する講演会を実施しております。今後毎年度開催される福祉まつりにおいて、インクルーシブに関する啓発活動を行い、差別解消や合理的配慮に関する理解の促進を図ります。											
指標	評価指標			現状値(令和5年度)			目標値(令和11年度)					
	障がい福祉発達支援事業所フェアの開催			1回/年度			1回/年度					
	福祉まつりでのインクルーシブ啓発活動			1回/年度			1回/年度					
実施プログラム	取組			令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11年度			
	障がい福祉発達支援事業所フェアの開催			→								
	福祉まつりでのインクルーシブ啓発活動			→								



障がい福祉発達支援事業所フェアで三河湾ネットワークに取材を受ける就労継続支援 B 型事業所

## (2) 地域福祉の推進



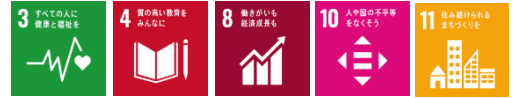
<b>③</b>	こども食堂（地域交流拠点）を中心としたボランティア活動の推進			福祉課 蒲郡市社会福祉協議会
事業目標	本市では日赤蒲郡支部(蒲郡市更生保護女性会)と福祉課において令和2年度から令和4年度の3年間、日本赤十字社愛知県支部のモデル事業としてこども食堂の立上げから運営を実施しております。令和3年度に勤労福祉会館、令和5年度には塩津公民館でこども食堂が立ち上がりました。また他にも市内のこども食堂の運営に日赤蒲郡支部(蒲郡市更生保護女性会)が関わっております。引き続き日本赤十字社愛知県支部と協力し、地域の交流拠点としてこども食堂を運営し、ボランティア活動の推進を図ります。			
指標	評価指標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)	
	日赤蒲郡支部(蒲郡市更生保護女性会)が主催のこども食堂の設置数	2か所	4か所	
	地域支え合いの座談会への参画	2か所	11か所	



各地域の方々と一緒にこども食堂を運営する日赤蒲郡市支部(蒲郡市更生保護女性会)の方々

# 総合的な生活支援の充実

## (4) 相談支援



<b>④</b>	地域の相談支援事業者間の連絡調整や 関係機関の連携の支援		福祉課 蒲郡市社会福祉協議会 蒲郡市障がい者支援センター、福祉総合相談室				
事業目標	基幹相談支援センター会議で地域の相談支援事業所とケース検討を行うとともに、情報交換・共有を進めます。また、生活困窮、介護、子ども・子育て、障がいといった部門を超えた相談機関の連携の為に、福祉総合相談室会議を継続して実施していきます。基幹相談支援センターで県主催研修の受講者に対するフォローアップ研修を実施し、相談支援専門員の質の向上に努めます。						
指標	評価指標	現状値(令和5年度)		目標値(令和11年度)			
	基幹相談支援センター会議・福祉総合相談室会議の継続	24回/年度		24回/年度			
	相談支援専門員へのフォローアップ研修等の実施	初任者研修受講者 現任研修受講者に フォローアップ研修実施		初任者研修受講者 現任研修受講者に フォローアップ研修実施			
実施プログラム	取組	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11 年度
	基幹相談支援センター会議・福祉総合相談室会議の継続	➡					
	相談支援専門員へのフォローアップ研修等の実施	➡					



## 基幹相談支援センター会議

相談支援専門員の機能強化のため参加者は、相談支援事業所と福祉課に限り「ケース検討」と「情報共有」等を実施している。参加者が相談支援のスキルを高めていける内容として毎月1回実施している。



他市視察関係者と一緒に実施した基幹相談支援センター会議の様子

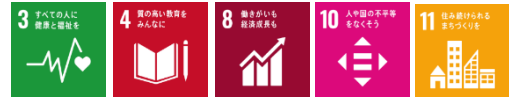
## 福祉総合相談室会議

生活困窮、こども・子育て、介護、障がい等の様々な相談支援機関や行政担当者が、事例検討を通じてケアマネジメントの手法を学び日々の事業に活かしていく為のスキルアップすることと、複数の機関が集まり情報交換する場として、毎月1回実施している。



毎月1回、勤労福祉会館で事例検討を通じてケアマネジメントの手法を学ぶ様子。

(5) 意思決定支援等



⑤	<b>成年後見センターの機能強化</b> 福祉課・長寿課 子育て支援課 蒲郡市社会福祉協議会 蒲郡市成年後見センター						
事業目標	高齢者世帯の増加や障害者を支えるご家族の高齢化、療育手帳・精神保健福祉手帳の交付数の増加など、支援を必要とする人は増加傾向にあります。そのような中、今後成年後見制度の必要性(ニーズ)は確実に高まっていくことが予想されます。認知症や知的障害のほか、その他の精神上的障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人々を社会全体で支え合うことが重要な課題となっており、成年後見制度は、そのような人の権利を守り支える重要な手段のひとつです。 総合的な生活支援の充実のためすべての人が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送るため、本人の権利を守り支える重要な役割を担う成年後見制度の利用促進に向けて、蒲郡市成年後見センターを中心に行政、関係機関、地域等が連携・協力し、支え合い共生していくことのできる社会の基盤づくりを進めます。						
指標	評価指標	現状値(令和5年度)			目標値(令和11年度)		
	制度の理解促進 広報誌「がまのわ」への掲載	1回/年			1回/年		
	制度の理解促進 隔年で講演会による制度普及	1回/2年			1回/2年		
	地域連携ネットワークの構築	未実施			実施に向けて地域福祉計画策定の協議会で検討		
	市民後見育成講座の実施	未実施			令和6年度に実施 それ以降は 実施実績で検討		
実施プログラム	取組	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11年度
	制度の理解促進 広報誌「がまのわ」への掲載						
	制度の理解促進 隔年で講演会による制度普及	○		○		○	
	地域連携ネットワークの構築	地域福祉計画策 定の中で 協議		構築			
	市民後見育成講座の実施	実施	令和6年度に実施し、参加者の習得状況を確認し実施の頻度を調整する				

# 蒲郡市社会福祉協議会広報誌「がまのわ」の掲載

**INFO**

**蒲郡市社会福祉協議会が行う  
権利擁護事業の相談窓口のご紹介**

●●●

**蒲郡市成年後見センター**

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分になり、ご本人でご契約や財産管理などをすることが難しい方の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らせるように「成年後見制度」の利用をお手伝いします。

こんな相談がよく寄せられます…

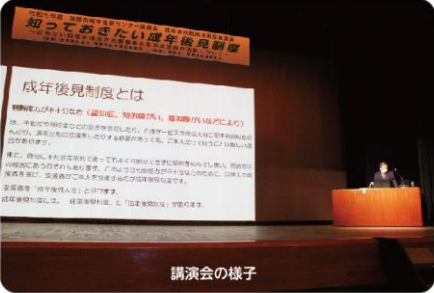
Q 銀行で「成年後見制度をつけてください」と言われました。成年後見制度を利用したいのですが…

A 本当に成年後見制度を使わなければいけないのか、確認してください。成年後見制度は、後見人が本人に代わって様々なことができるようになります。場合によっては、本人ができることも本人の意思のみではできなくなることがあります。また、後見報酬(利用料のようなもの)が発生する場合があります。銀行の出金等のみで困っているのであれば、委任状等の利用が可能か、もう一度銀行に確認してみてください。

**日常生活自立支援事業**

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分な方であって、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方が対象となります。福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理等がおひとりでは難しい方で、頼れる親族がないなどの場合、住み慣れた地域で生活が続けられるように社会福祉協議会が必要なお手伝いをします。

**社会福祉法人 蒲郡市社会福祉協議会**  
**蒲郡市成年後見センター**  
 所在地 蒲郡市神明町18番4号(蒲郡市勤労福祉会館内)  
 TEL/0533-69-3911 FAX/0533-69-3993



講演会の様子

## 1 蒲郡市成年後見センターの役割

- (1) 成年後見制度の利用に関する相談及び手続き支援に関すること
- (2) 成年後見制度や権利擁護事業の普及、啓発に関すること
- (3) 法人後見人等の受任に関すること
- (4) 市長申立ての事務支援に関すること
- (5) 日常生活自立支援事業との連携に関すること
- (6) 緊急性かつ切迫性のあるケースに対する権利擁護支援に関すること
- (7) 法人後見受任（及び日常生活自立支援事業）の支援員の確保に関すること

## 2 今年度の重点取り組み事項

### (1) 法人後見の運用強化

社協の特性を活かした後見支援を行い、必要な人が利用できる制度の実現を目指します。

### (2) 法人後見受任（及び日常生活自立支援事業）の支援員の確保の継続

法人後見受任及び日常生活自立支援事業利用のニーズが高まる中、支援員及び日常生活自立支援事業生活支援員の確保を継続します。

### (3) 幅広い権利擁護支援の実施

成年後見制度（及び日常生活自立支援事業）に留まらず、幅広い権利擁護支援の実施に向け他機関との連携を図りながら適切な支援を目指します。

### (4) 本センターの体制づくり

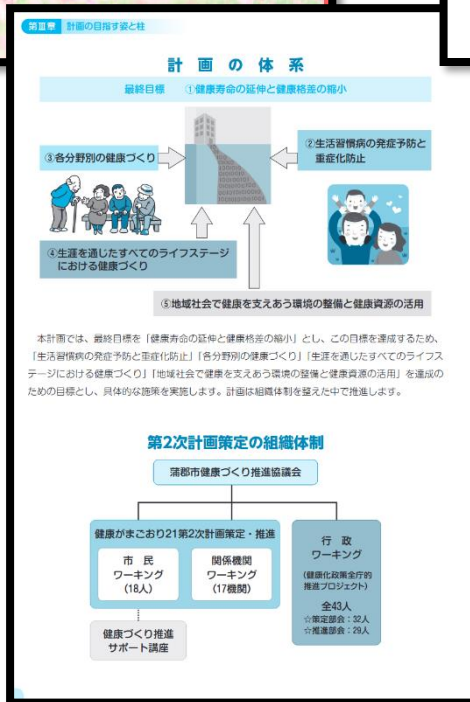
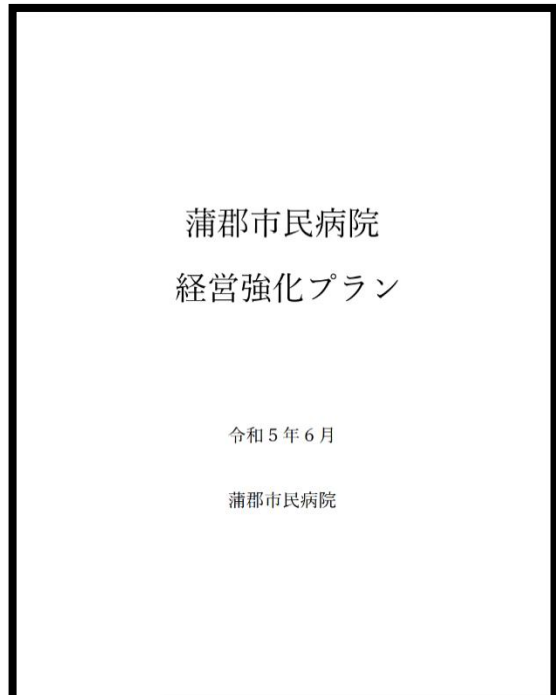
障害・高齢部門の権利擁護に関する専門部会への出席及びセンターの役割の説明



## (6) 保健・医療

蒲郡市民病院経営強化プラン参照  
健康がまごおり21第2次計画参照

障がいの早期発見・早期対応とともに、生涯にわたる健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実に努めるほか、個別対応を図るための取り組みを推進します。また蒲郡市民病院についても「経営強化プラン」に基づき、将来においても現在と同等以上の病院機能を維持し、医療ニーズに応じていきます。



医療機能の方向性についての整理

	これまでの取り組みの継続	「前棟建設に伴う機能強化基本計画」による新たな方向性
急性期医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師確保による各診療科の安定稼働</li> <li>地域医療教育研究センターの活用(医師研修のための制度整備)</li> <li>当科の飛躍として、地域包括ケア病院を2科体制で運営(2016)</li> <li>手術科の増強、ダヴィンチ手術(2019)</li> <li>外来機能の強化(アイセンター(2019)、透析センター(2020))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハイテクユニット集積型による高度重症症例への対応</li> <li>手術室の機能強化(ダヴィンチ手術の運営支援など)</li> <li>検査部門の拡張と機能強化</li> <li>AIセンター、リハビリセンターの拡充</li> <li>内臓臓器の拡張</li> <li>外傷化学療法室の拡充</li> <li>中核診療室の拡充、生体検査部門の拡張</li> </ul>
住民の生命を守る医療(感染、感染症、予防)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設スタッフ施設に付いた感染対策マニュアル等を整備し、定期的な訓練を実施</li> <li>新型コロナウイルス感染症重点医療機関として1科棟を専用病棟として患者受入れ</li> <li>感染センターの本格展開(2018)、人間ドックのオプション拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害風災対応の対応を目的とする災害発生時は新棟の一部をトリアージスペースとして活用</li> <li>新興感染症への対応</li> <li>感染症診療の充実</li> <li>感染センターの改設・増設、ミニニューズ大により市民の感染予防などに貢献</li> </ul>
高度・先進医療への取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>蒲郡市に拠点を持つ企業と連携して再生医療に取組み、自家培養表皮移植による自己治療(2020)などの臨床応用の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生医療研究推進センターと連携して再生医療臨床研究を推進</li> </ul>
連携強化、機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合率50%、連結総合率60%の実現</li> <li>地域医療連携推進センターを開設(2019)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療に隣接する行政等の一部機能を配置、将来に備えて多目的に活用</li> </ul>
運営・経営の進化	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療職の自律研修、労働環境の改善(働き方改革の推進)</li> <li>電子カルテシステムを刷新し、市民協会の大学病院と連携のシステムを導入(2021)、医師研修システムのデータベース化など、現場での業務改善に利用できる情報の加工・提供</li> <li>AI技術搭載の業務分析アプリケーションなどの活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議室、職員休憩室を配置し、病院職員の福利厚生を向上</li> <li>研修・コミュニケーションセンターの充実</li> <li>教育研修プログラムの拡充</li> <li>急性期診療の受け皿としての同敷地リハビリテーション病棟の稼働</li> </ul>



## (7) 生活支援

蒲郡市第7期障害福祉計画・第3期障害児等福祉計画参照

障害者総合支援法に基づき、一人ひとりのニーズ及び実態に応じて、生活支援サービスの量的・質的充実を図るとともに、多様な居住の場の充実、生活支援サービスの充実、サービスの質の向上を実施していきます。

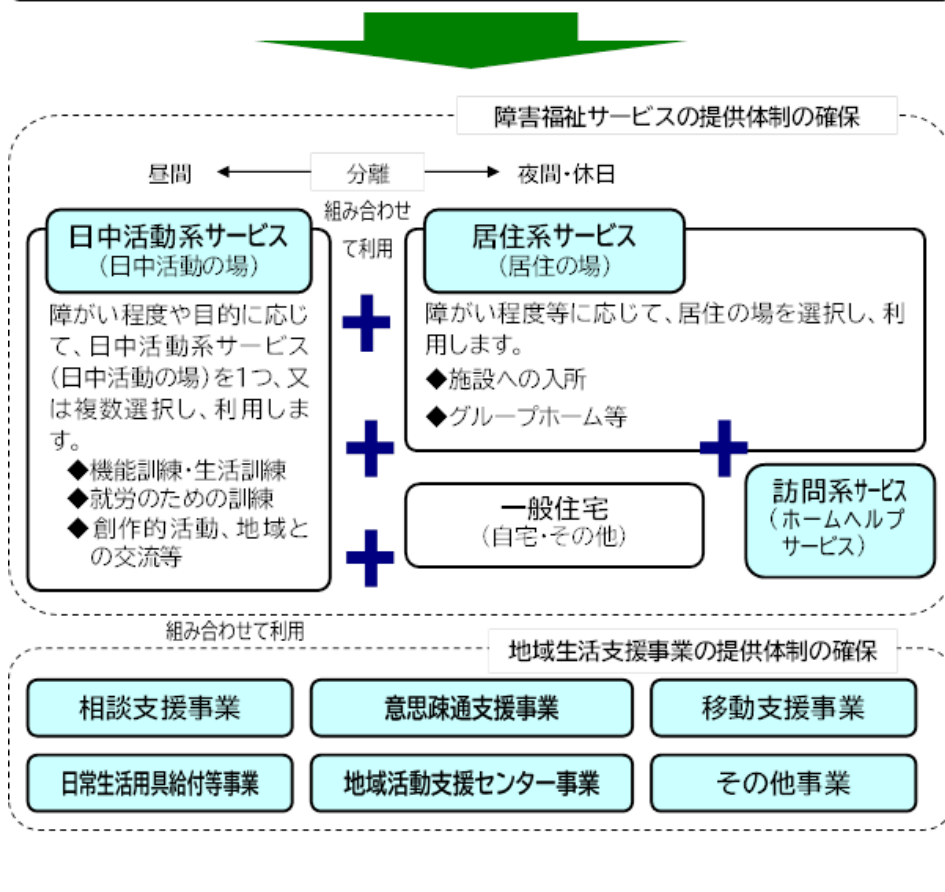
### 1 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本計画は、国の基本指針の改正内容に即して、障害者総合支援法に基づくサービスの整備目標とその確保のための方策について定めます。

基本的な考え方は、次のとおりとし、計画課題を踏まえて、令和8年度の成果目標を設定した上で、需要等に応じた「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」の提供体制の充実(活動指標の設定)を図り、自立した生活と「地域共生社会」の実現を目指します。

図表 32 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

- 1 自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 必要な訪問系サービスを保障
- 3 希望する日中活動系サービスを保障
- 4 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の機能の充実
- 5 福祉施設から一般就労への移行等を推進



# 自立と社会参加の促進

## (8) 発達支援・教育支援等

蒲郡市第7期障害福祉計画・第3期障害児等福祉計画参照

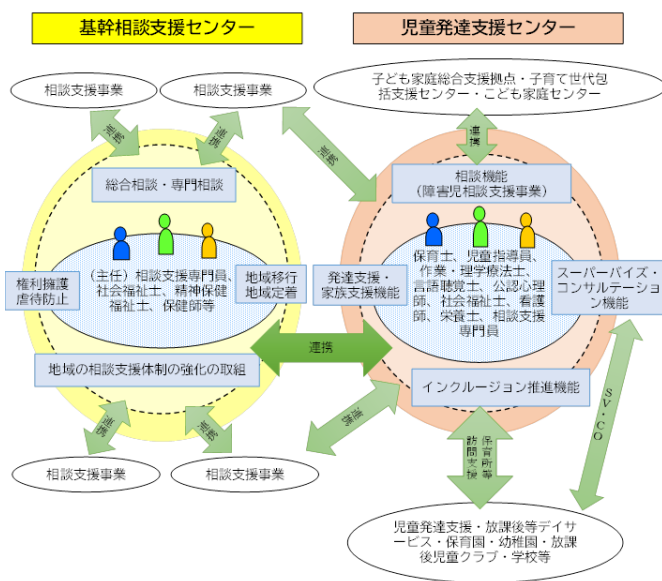
障害児等福祉計画における課題を踏まえて、令和8年度の成果目標を設定した上で、需要等に応じた「障害児通所支援」、「障害児入所支援」、「障害児相談支援」等の提供体制の充実（活動指標の設定）を図ります。

※「障害児等福祉計画」については、本市の機構改革を踏まえ令和6年度に改めて見直しを行い、令和7年度以降の重要施策に関する内容を再度協議します。

### (1) 児童発達支援等の提供体制の整備等

本市は、第1期計画期間中に「蒲郡市児童発達支援センター(にこりん)」を開所し、児童発達支援等の提供体制を整備したほか、児童発達支援センターによる保育所等訪問支援を利用できる体制を構築しており、国の基本指針に基づく成果目標はいずれも達成済みとなっています。今後は、「蒲郡市児童発達支援センター(にこりん)」を中核として、「蒲郡市障害者自立支援協議会 ことば部会」等を通じて関係機関の連携強化を図りつつ、保育所等訪問支援等を活用しながら、すべての児童の地域社会への参加・包摂(インクルージョン)を推進する体制の構築を目指していきます。

図表 73 今後想定する基幹相談支援センターと児童発達支援センター



### (2) 医療的ニーズへの対応

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、既に平成29年度に圏域内の豊川市で設立されています。また、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場としては、市内に「蒲郡市障害者自立支援協議会 ことば部会」を設置しています。さらに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は、令和5年度現在7名を市内関係機関に配置しています。今後も、医療的ケアを要する児童が適切な支援を受けられるよう、「蒲郡市障害者自立支援協議会 ことば部会」等を通じて、医療的ケアの関係者や関係機関との連携強化を図りつつ、共有した情報を活用しつつ、医療的ニーズへの対応のさらなる充実を進めます。

### (3) 子ども・子育て支援等の提供体制の整備

市内の保育所や認定こども園、幼稚園、児童クラブでは、発達支援の必要な児童の受け入れを実施しており、保育所等の加配対応児童数や児童クラブの特別支援学級在籍児童数は概ね増加傾向です。今後も、必要に応じて職員の加配や「蒲郡市児童発達支援センター(にこりん)」による保育所等訪問支援等、障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包摂(インクルージョン)を推進する観点から、子ども・子育て支援等の提供体制の整備を図ります。

図表 74 ことば部会で市内の事業所が集まり、事業内容を報告している様子



## (9) 雇用・就業

蒲郡市第7期障害福祉計画

・第3期障害児等福祉計画参照

公共職業安定所や愛知障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと福祉施設の連携をより一層深め、福祉施設から一般就労の意向を進めます。

## (10) スポーツ・文化芸術活動

蒲郡市スポーツ推進計画参照

蒲郡市生涯学習推進計画2022参照

性別や年齢、障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての市民がそれぞれのライフスタイルに合わせてながら、学びたいときに学べる環境づくりに取り組みます。また同様にすべての市民がスポーツを楽しめるように、多世代が楽しめるニュースポーツの魅力を広く発信し、普及を目指すとともにすべての方が参加しやすいスポーツイベントの実施やバリアフリー対策の推進など、参加環境の整備・改善に取り組みます。

施策③ 高齢者や障がいのある人のスポーツ活動の推進

高齢者にとってのスポーツは、健康増進や介護予防だけでなく、生きがいや仲間づくりにもなり、心身の健康づくりにとって非常に大切な役割を果たしています。

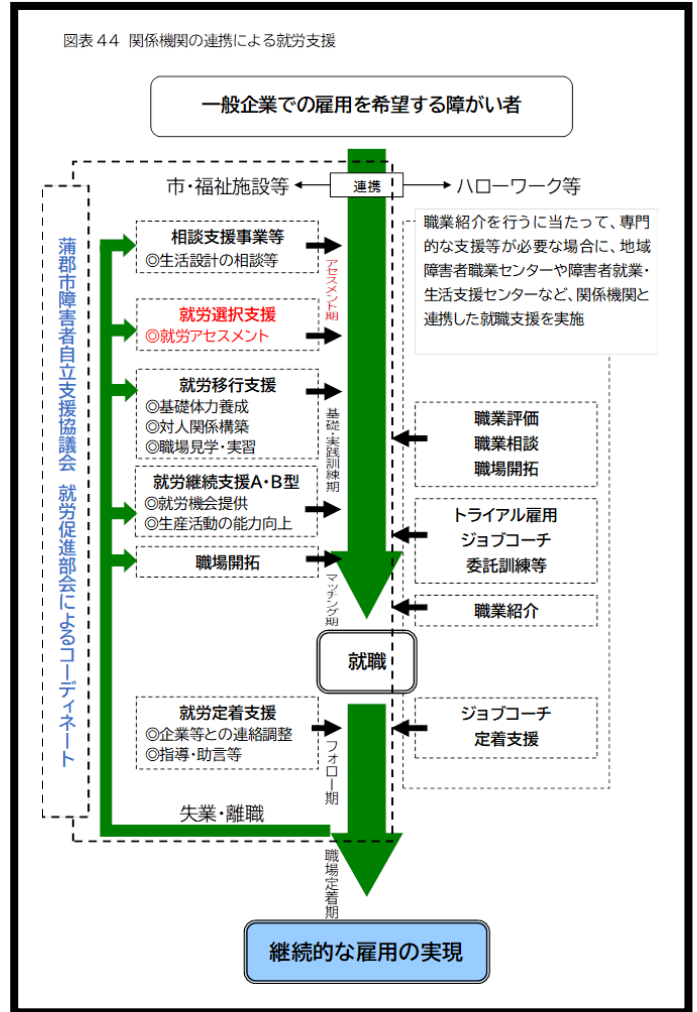
また、本庁では障がいのある人がスポーツを思い立って参加しやすい環境づくりを目指し、スポーツを始める際のサポートが不可欠であるため、多世代が楽しめるニュースポーツの魅力を広げ、普及を推進します。同時に、高齢者や障がいのある人が参加しやすいイベントの実施やバリアフリー対策の推進など、参加環境の整備・改善に取り組めます。

主な取組	担当課
高齢者スポーツ大会の開催	スポーツ推進課
高齢者が気軽に参加できる運動推進事業	福祉推進課
障がい者のスポーツ観戦の開催・交流促進	スポーツ推進課
スポーツ推進委員によるニュースポーツ活動推進(共催)	スポーツ推進課
ニュースポーツ推進大会の開催(共催)	福祉推進課



高齢者スポーツ大会

40



(2) 誰もが気軽に学べる機会の提供

- 忙しい人でも参加できる学習の機会の提供に努めます。
- 障がいのある人や外国人住民が生涯学習活動に参加するための支援を行います。

施策① 参加しやすい環境整備

市民アンケートの結果では、時間が無い理由で生涯学習活動に参加できない人が多く、忙しい世代を中心に都合の良い時間に学びたいというニーズが強いとされています。

すべての市民が気軽に生涯学習活動に参加することができる、多様な学習スタイルの提供を行うとともに、活動する上での悩みなどに対する相談体制の充実を図ります。

具体的取組	内容
多様な学習スタイルの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕事や家庭に忙しい人が学習活動に参加しやすいよう、夜間や休日の講座の開催の拡充を進めます。</li> <li>子育て中の人や気軽に学習活動に参加できるよう、託児付き講座の開催の拡充を進めます。</li> <li>新型コロナウイルス等の感染症防止対策への配慮、若い世代や多様な世代が参加しやすいよう、オンライン講座やICTサポート型による学習など、新しい学習スタイルの提供を進めます。</li> </ul>
相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習課において、活動開始前の相談に応じるとともに、生涯学習を始めた人に対する情報提供を行います。</li> </ul>

施策② 障がいのある人、外国人住民に対する支援の充実

生涯学習社会の実現には、誰もがいつでも気軽に学べる環境づくりが不可欠ですが、障がいのある人や外国人住民に対するサポート体制が十分でないことが課題となっています。

障がいのある人や外国人住民に不足している学習機会の提供、学習開始前のアセスメント、参加への多様な支援を実施するなど、性別や年齢、障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての市民がそれぞれのライフスタイルに合わせてながら、学びたいときに学べる環境づくりに取り組みます。

具体的取組	内容
障がいのある人の生涯学習活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人が積極的に生涯学習に参加できるよう、学習方法や活動内容、情報提供方法を工夫します。</li> <li>関係課と連携して手話通訳者の派遣等を行うとともに、生涯学習に関する情報提供や参加支援の取組も進めます。障がいに関わらずに学習の機会が広がります。障がい者の意識啓発も進めます。</li> </ul>
外国人住民の生涯学習活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>多文化共生に向け、外国人住民に対する日本人住民の理解を促進するとともに、外国人住民が生涯学習活動に参加できるよう、外国人相談窓口の周知を図ります。</li> </ul>

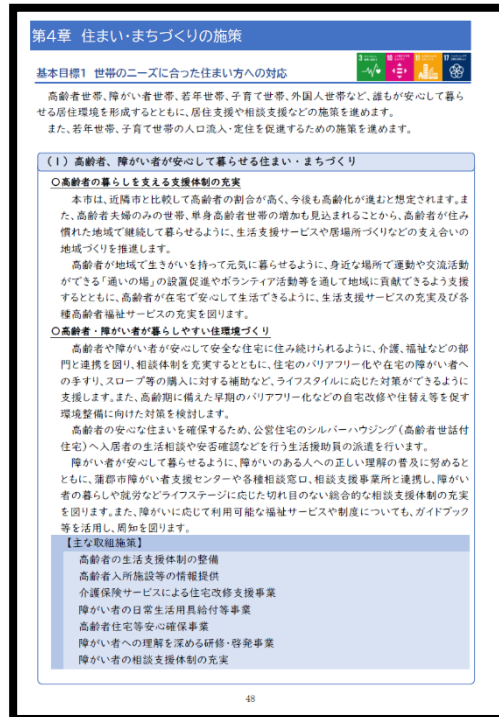
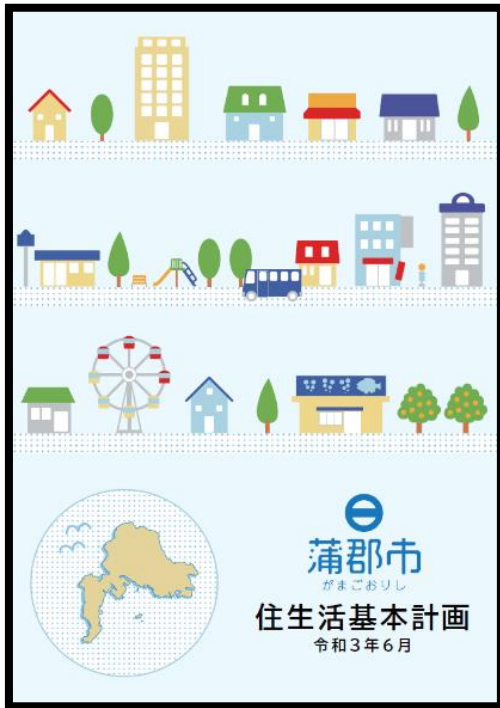
42



# (11) バリアフリー・安全・安心

## 蒲郡市住生活基本計画参照

障がい者が安全に安心して生活できる生活環境の整備、移動しやすい環境整備、アクセシビリティに配慮した公共施設の整備等、障がい者に配慮した、県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」等に基づく施策の総合的な推進を図ります。



## 第3期蒲郡市地域福祉計画参照

避難行動要支援者名簿と個別支援計画をもとに、福祉避難所ごとにあらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族が避難できるように、開設訓練を実施します。



福祉避難所開設訓練を実施している様子



# 第5章 計画の実施体制と達成状況の点検及び評価

## 1 計画の実施・進行管理体制

本計画で設定した重点施策は、各担当課等による実施・進行管理体制のもとで推進を図ります。

また、様々な分野にまたがる計画であり、市の関連計画と一体で推進していく計画であることから、必要に応じて庁内の連携会議を設けて、計画の実施に関する調整を行うほか、施策・事業等の進行状況を定期的に把握・共有し、必要な見直しを図ります。

## 2 点検及び評価の基本的な考え方

本計画は、PDCAサイクル【Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検)、Action(見直し)】を導入し、少なくとも年1回は実績を把握し、障がい者への施策や関連する施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

また、中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について公表を行います。

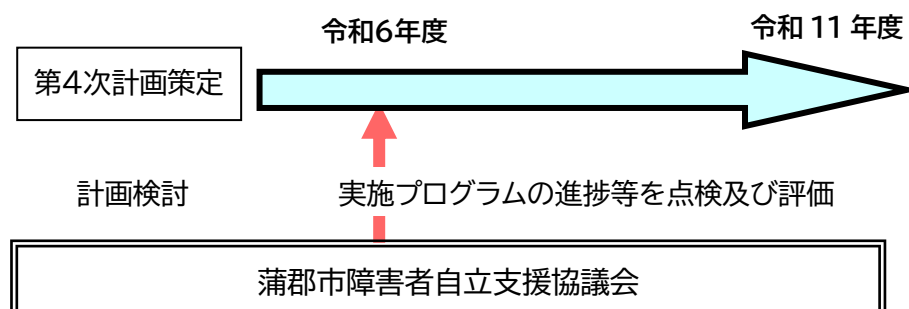
## 3 点検及び評価

本市は、毎年度の点検及び評価にあたり、「蒲郡市障害者自立支援協議会」の運営会議をその中心組織とします。

## 4 点検及び評価結果の周知

「蒲郡市障害者自立支援協議会」が点検及び評価した結果については、市のホームページ等を通じて、広く市民に周知を図ります。

### ■点検及び評価の体制等



# 資料

## 計画策定の経過

年月日		各種調査・会議等	概要
令和4年	10月5日	令和4年度第1回蒲郡市障害者自立支援協議会全体会	<b>【主な議事】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ アンケート調査について</li> <li>▪ 関係者からのヒアリング調査について</li> </ul>
	10月24日～11月10日	手帳所持者等へのアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、児童(児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業利用者等)を対象に、アンケート調査を実施</li> <li>▪ 詳細は23P～を参照</li> </ul>
令和5年	2月8日 2月15日	関係者へのグループインタビュー調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 社会福祉法人、相談支援専門員、当事者、親の会、特別支援学校、庁内関係部署を対象に、グループインタビュー形式による調査を実施</li> <li>▪ 詳細は32P～を参照</li> </ul>
	3月15日	令和4年度第2回蒲郡市障害者自立支援協議会全体会	<b>【主な議事】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ アンケート経過報告について</li> </ul>
	10月11日	令和5年度第1回蒲郡市障害者自立支援協議会全体会	<b>【主な議事】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 第4次障害者計画策定状況について</li> <li>▪ 第7期障害福祉計画・第3期障害児等福祉計画について</li> </ul>
	12月27日	令和5年度第2回蒲郡市障害者自立支援協議会全体会	<b>【主な議事】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 第4次障害者計画、第7期障害福祉計画・第3期障害児等福祉計画について</li> </ul>

年月日		各種調査・会議等	概要
令和6年	1月9日～ 2月7日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4次障害者計画(案)、第7期障害福祉計画・第3期障害児等福祉計画(案)を市ホームページや市役所の情報公開コーナー、勤労福祉会館で閲覧可能とし、意見を募集</li> </ul>
	3月13日	令和5年度第3回蒲郡市障害者自立支援協議会全体会	<p>【主な議事】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメント結果について</li> <li>第4次障害者計画、第7期障害福祉計画・第3期障害児等福祉計画について</li> </ul>

## 蒲郡市第4次障害者計画

---

発行・編集	蒲郡市 健康福祉部 福祉課
住所	〒443-8601 愛知県蒲郡市旭町17-1
電話	0533-66-1106
FAX	0533-66-3130
E-MAIL	shogai@city.gamagori.lg.jp
URL	<a href="http://www.city.gamagori.lg.jp/">http://www.city.gamagori.lg.jp/</a>